

共通対策編

共通対策編 目次

総 則

第1章 総 則		頁
第1節	計画の目的	1
		危機管理課
第2節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
	1 市	危機管理課
	2 消防本部	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	3 静岡県	危機管理課
	4 警察	危機管理課
	5 自衛隊	危機管理課
	6 指定地方行政機関	危機管理課
	7 指定公共機関	危機管理課
	8 指定地方公共機関	危機管理課
	9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	危機管理課
第3節	地域の自然的条件	9
	1 位置	総務課
	2 地形及び地質	総務課
	3 気象	危機管理課
第4節	予想される災害	9
	1 風水害	河川課
	2 高潮・高波	水産海浜課
	3 地震・津波	危機管理課
	4 土砂災害	河川課
	5 火災・爆発	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	6 水難	危機管理課
	7 交通災害	生活安心課
	8 火山災害	危機管理課
	9 複合災害・連続災害	危機管理課

発 災 前

第2章 災害予防計画		頁
第1節	計画の目的	13
		危機管理課
第2節	通信施設等整備改良計画	13
	1 無線通信施設の現状	危機管理課 水道総務課
	2 通信施設の防災対策	危機管理課
	3 整備計画	危機管理課
	4 被災者等への情報伝達手段の整備	危機管理課
	5 障がいのある方への情報伝達体制の整備	危機管理課
第3節	防災知識の普及計画	14
	1 普及方法	危機管理課 福祉事務所 教育委員会事務局
	2 普及すべき内容	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局
	3 市の実施事項	危機管理課 教育委員会事務局 商工振興課 産業政策課 福祉事務所 地域自治課

第4節	住民の避難体制		21
	1 避難地・避難路の周知啓発	危機管理課	21
	2 避難地・避難路の安全性の向上	危機管理課	21
	3 避難所の指定、整備	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局	21
	4 避難地、避難所等の施設管理	危機管理課 福祉事務所 病院事務局 教育委員会事務局	23
	5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発	危機管理課 河川課	24
第5節	防災訓練		24
	1 総合防災訓練の実施	危機管理課 河川課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局	24
	2 救助・救急関係機関の連携	危機管理課	25
	3 災害対策本部要員訓練の実施	危機管理課	25
	4 非常通信訓練	危機管理課	25
	5 防災関係機関の研修会等の実施	危機管理課	25
	6 訓練のための交通の禁止又は制限	危機管理課	25
	7 防災訓練実施後の評価等	危機管理課	25
第6節	自主防災組織の育成		26
	1 自主防災組織の概要	危機管理課 地域自治課	26
	2 推進方法	危機管理課 地域自治課	26
	3 研修会等の開催	危機管理課 地域自治課	26
	4 市民の果たすべき役割	危機管理課 地域自治課	27
	5 自主防災組織の果たすべき役割	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 住宅政策課 教育委員会事務局	27
	6 市の指導及び助成	危機管理課	30
	7 自主防災組織と消防団との連携	危機管理課	32
第7節	事業所等の防災活動		32
	1 事業所等における平常時からの防災活動の概要	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 住宅政策課 産業政策課 商工振興課	32
	2 事業所の防災力向上の促進	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 産業政策課 商工振興課	33
	3 事業継続計画（BCP）の取組	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 産業政策課 商工振興課	33
	4 事業所等の自主防災体制	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 産業政策課 商工振興課	33
第8節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進		33
		危機管理課	33
第9節	ボランティア活動に関する計画		34
	1 ボランティア活動の支援	福祉企画課 危機管理課	34
	2 災害ボランティアコーディネーターの養成と資機材整備	福祉企画課 危機管理課	34
第10節	要配慮者支援計画		34
	要配慮者支援体制の整備	健康づくり課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局	34

第11節	救助・救急活動に関する計画		37
	1 救助隊・救急隊の整備	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	37
	2 保健医療福祉調整本部の総合調整	健康づくり課	37
第12節	応急住宅・災害廃棄物処理		37
	1 応急住宅	住宅政策課 公共建築課	37
	2 災害廃棄物処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	37
第13節	物資及び資機材の備蓄計画		38
	物資・資機材の備蓄及び貸与等	危機管理課	38
第14節	避難地・避難路整備計画		38
	1 避難地・避難路の整備	農林農地課 沼津駅周辺整備部 緑地公園課 道路建設課 道路管理課 教育委員会事務局	38
	2 避難地の整備	緑地公園課 教育委員会事務局	38
	3 避難路の整備	農林農地課 沼津駅周辺整備部 道路建設課 道路管理課	38
	4 避難地・避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化	住宅政策課	38
第15節	重要施設・ライフライン機能確保等に関する計画		39
		危機管理課 水道部 資産活用課 観光戦略課 病院事務局	39
第16節	被災者生活再建支援に関する計画		40
		危機管理課 福祉企画課 資産税課	40
第17節	市の業務継続に関する計画		40
	1 業務継続体制の確保	危機管理課	40
	2 業務継続計画等において定めておく事項	危機管理課 資産活用課 I C T推進課	40
第18節	複合災害対策及び連続災害対策		40
		危機管理課	40
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備		41
		危機管理課 地域自治課	41
第20節	災害に強いまちづくり		41
		まちづくり政策課	41

発 災 後

第3章 災害応急対策計画		頁
第1節	総則	43
	1 計画の目的	危機管理課
	2 この計画を理解し実施するための留意事項	危機管理課
第2節	組織計画	44
	1 災害対策組織	危機管理課 河川課
	2 災害時の配備体制とその基準	危機管理課 河川課
第3節	応援・受援計画	46
	1 応援動員の実施基準	人事課
	2 実施方法	人事課 健康づくり課 建設デザイン政策課 危機管理課
第4節	通信情報計画	48
	1 基本方針	危機管理課 広報課
	2 通信網の整備	危機管理課 水道総務課
	3 気象、地象及び水象に関する情報などの受 理、伝達、周知	広報課 河川課 危機管理課
	4 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	危機管理課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 健康づくり課
	5 情報収集方法等	危機管理課
	6 報告及び要請事項の処理	危機管理課
	7 情報の伝達の手段	危機管理課 広報課
	8 災害の被害等の情報収集及び伝達	危機管理課
第5節	災害広報計画	53
	1 市	広報課
	2 防災関係機関	危機管理課
	3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手 する方法	危機管理課
第6節	災害救助計画	55
	1 災害救助法の適用基準	危機管理課 福祉事務所
	2 被災世帯の算定基準	危機管理課 納税管理課 市民税課 資産税課
	3 災害救助法の手続き	危機管理課 福祉事務所
	4 災害救助法事務	危機管理課 福祉事務所 水道部 市民課
	5 災害救助法適用外の災害	危機管理課
第7節	避難救出計画	56
	1 避難誘導	危機管理課 河川課 福祉事務所 病院事務局 教育委員会事務局
	2 被災者の救助	危機管理課
	3 避難地への避難誘導・運営	危機管理課
	4 避難所の開設・運営等	危機管理課 健康づくり課 福祉事務所 住宅政策課 環境政策課 地域自治課
	5 市長の要請事項	危機管理課
	6 避難行動要支援者への支援	危機管理課 福祉事務所 住宅政策課
	7 避難所外避難者の把握	危機管理課
	8 広域避難、広域一時滞在	危機管理課

第8節	愛玩動物救護計画		69
	1 同行避難動物への対応	環境政策課 クリーンセンター管理課	69
	2 放浪動物への対応	環境政策課 クリーンセンター管理課	69
第9節	食料供給計画		70
	1 実施主体と実施内容	市民課 福祉事務所 危機管理課	70
	2 災害救助法に基づく実施基準	市民課 福祉事務所 危機管理課	71
	3 応急食料給与の方法	資産活用課 市民課 福祉事務所 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	71
	4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達斡旋を要請できない場合の措置	福祉事務所 農林農地課 危機管理課	71
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画		72
	1 実施主体と実施内容	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	72
	2 災害救助法に基づく実施基準	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	73
	3 衣料・生活必需品・その他の物資給与の方法	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 福祉事務所	73
	4 市長の要請を待たずに行う県の実施事項	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	73
第11節	給水計画		73
	1 実施主体と実施内容	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課	74
	2 給水施設の応急復旧	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課	76
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画		77
	1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	開発指導課 住宅政策課	78
	2 災害危険区域の指定	住宅政策課	78
	3 応急住宅の確保	市民課 福祉事務所 住宅政策課 公共建築課	78
	4 建築相談窓口の設置	福祉事務所 住宅政策課 公共建築課	80
	5 県の実施事項	住宅政策課 公共建築課	81
	6 要配慮者への配慮	地域自治課 福祉事務所 住宅政策課	81
	7 住宅の応急復旧活動	住宅政策課 公共建築課	81
	8 非常災害時における特例	危機管理課	81
第13節	医療助産計画		81
	1 基本方針	健康づくり課 国民健康保険課 病院事務局	81
	2 救護所、救護病院及び災害拠点病院	健康づくり課 国民健康保険課 病院事務局	82
	3 実施主体と実施内容	健康づくり課 国民健康保険課 病院事務局	83
	4 実施基準	健康づくり課 国民健康保険課	83
	5 実施方法	健康づくり課 国民健康保険課	84
	6 非常災害時における特例	健康づくり課 危機管理課 国民健康保険課	85

第14節	防疫計画		85
	1 市の実施事項	クリーンセンター管理課	85
	2 実施方法	クリーンセンター管理課	85
	3 市長の要請事項	クリーンセンター管理課	86
	4 県の実施事項	クリーンセンター管理課	86
	5 市民及び自主防災組織の実施事項	クリーンセンター管理課 健康づくり課	86
	6 関係団体の実施事項	クリーンセンター管理課 健康づくり課	86
	7 その他	クリーンセンター管理課	87
第15節	清掃計画及び災害廃棄物処理計画		87
	1 基本方針	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	87
	2 し尿処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課	87
	3 廃棄物（生活系）処理	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	88
	4 災害廃棄物処理	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	89
	5 応急措置	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	89
	6 非常災害時における特例	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	91
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画		91
	1 基本方針	市民課 福祉事務所	91
	2 実施主体と実施内容	市民課 福祉事務所	91
	3 非常災害時における特例	市民課 福祉事務所	93
第17節	障害物除去計画		93
	1 実施事項	建設部	93
	2 市の実施事項	建設部	93
	3 市長の要請事項	建設部	94
	4 県の実施事項	建設部	94
	5 災害の拡大と二次災害の防止活動	建設部	94
第18節	社会秩序維持計画		94
	1 市	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	94
	2 警察	危機管理課	95
第19節	輸送計画		95
	1 基本方針	危機管理課	96
	2 緊急輸送の方法	資産活用課	96
	3 緊急輸送の対象	危機管理課	96
	4 緊急輸送体制の確立	資産活用課 福祉事務所 沼津駅周辺整備部 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 水産海浜課 道路管理課 まちづくり政策課 危機管理課	96
	5 防災関係機関の緊急輸送	危機管理課	98
	6 災害救助法に基づく緊急輸送の範囲	資産活用課	98

第20節	交通応急対策計画		98
	1 陸上交通の確保	生活安心課 資産活用課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 沼津駅周辺整備部	99
	2 海上交通の確保	総務課 水産海浜課	104
	3 経費負担区分	道路建設課 道路管理課 沼津駅周辺整備部	104
	4 交通マネジメント	危機管理課	104
第21節	応急教育計画		104
	1 基本方針	学校教育課 市立高	105
	2 計画の作成	教育企画課 学校管理課 学校教育課 市立高	105
	3 実施事項	教育企画課 学校管理課 学校教育課	106
	4 県への要請事項	学校管理課 学校教育課	106
	5 文化財の応急対策	文化振興課	107
	6 社会教育施設の応急対策	生涯学習課 文化振興課 ウィズスポーツ課	107
第22節	社会福祉計画		107
	1 基本計画	福祉事務所	107
	2 実施事項	福祉事務所	107
第23節	消防計画		109
	1 消防活動	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	109
	2 消防団	危機管理課	109
	3 広域協力活動体制	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	109
第24節	応援協力計画		109
	1 要請の実施方法	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	109
	2 災害相互応援	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	110
第25節	ボランティア活動支援計画		110
	1 実施事項	福祉事務所 危機管理課	110
	2 県の実施事項	福祉事務所 危機管理課	111
第26節	自衛隊派遣要請計画		112
	1 災害派遣要請の範囲	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	112
	2 災害派遣要請の要求手続	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	113
	3 災害派遣部隊の受入体制	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	113
	4 災害派遣部隊の撤収要請	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
	5 経費負担区分	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
第27節	海上保安庁に対する支援要請計画		114
	1 支援要請の範囲	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
	2 支援要請の依頼手続	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
第28節	電力施設災害応急対策計画		114
	応急措置の実施	危機管理課	115
第29節	下水道災害応急対策計画		115
		下水道整備課	115
第30節	突発的災害応急対策計画		115
	1 市の体制	危機管理課 健康づくり課	115
	2 連絡体制	危機管理課	116

復旧・復興期

第4章 災害復旧計画		頁
第1節	災害復旧計画	117
	危機管理課 政策企画課 財政課 総務課 契約検査課	117
第2節	激甚災害の指定	117
1	市の実施事項	政策企画課 財政課 総務課 契約検査課
第3節	被災者の生活再建支援	117
1	災害弔慰金等の支給	福祉事務所
2	被災者の支援	財政課 市民福祉部 納税管理課 資産税課 市民税課
3	要配慮者の支援	地域自治課 福祉事務所 健康づくり課
第4節	風評被害の影響の軽減	119
1	正しい情報の提供	広報課 生活安心課 農林農地課 商工振興課 産業政策課
2	必要な検査等の実施	広報課 政策企画課
3	被害の拡大防止	広報課
4	関係機関との連携	政策企画課 産業振興部

第1章

総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、沼津市の地域にかかる災害対策に関し定める計画であり、住民等の生命、身体、及び財産を災害から保護し、日常生活の安全を確保するため、各種の災害対策について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画は「沼津市国土強靱化地域計画」における基本理念及び基本目標を踏まえたものである。

沼津市地域防災計画は、次の編から構成する。

- | | |
|-------------|--|
| 1 共通対策編 | 「各編(2～8編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画」 |
| 2 地震対策編 | 「地震による災害対策」 |
| 3 津波対策編 | 「津波(遠地津波を含む)による災害対策」 |
| 4 風水害対策編 | 「風水害による災害対策」 |
| 5 火山災害対策編 | 「富士山の火山噴火による災害対策」 |
| 6 大火災対策編 | 「大火災・林野火災を含む災害対策」 |
| 7 大爆発対策編 | 「大爆発による災害対策」 |
| 8 大規模事故等対策編 | 「道路事故、鉄道事故等大規模事故による災害対策」 |
| 9 資料編 | 「各編に付属する各種資料」 |

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

沼津市(以下「市」という。)、駿東伊豆消防本部(以下「消防本部」という。)及び行政区域内の防災関係機関、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等防災関係機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 沼津市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備と訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (5) 消防、水防その他の応急復旧
- (6) 警報の伝達及び避難の指示
- (7) 情報の収集伝達及び被害調査
- (8) 被災者の救難、救助及び保護
- (9) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (10) 清掃、防疫及び保健衛生
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 災害復旧の実施
- (13) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 消防本部

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備
- (2) 救助及び救急体制の整備
- (3) 危険物施設等の実態把握と防護の指導監督
- (4) 消防知識の啓発、普及
- (5) 火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動の協力、救援
- (7) 被災者の救助、救援
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 市、関係機関との連絡調整

3 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務
- (2) 市及び指定公共機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 警察

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

5 自衛隊(陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊)

- (1) 災害時における住民の人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

6 指定地方行政機関

- (1) 警察庁関東管区警察局
 - ① 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
 - ② 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
 - ③ 管区内防災関係機関との連携に関すること
 - ④ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
 - ⑤ 警察通信の確保及び統制に関すること
 - ⑥ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
- (2) 総務省東海総合通信局
 - ① 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
 - ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用設備の貸与
 - ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - ⑥ 非常通信協議会の運営に関すること
- (3) 財務省東海財務局(静岡財務事務所沼津出張所)
 - ① 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整

- ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局
 - ① 災害状況の情報収集、連絡調整
 - ② 関係職員の派遣
 - ③ 関係機関との連絡調整
- (5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）
 - ① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
 - ② 事業場等の被災状況の把握
 - ③ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
 - ④ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
- (6) 農林水産省関東農政局
 - ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
 - ② 応急用食料・物資の支援に関すること
 - ③ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
 - ④ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
 - ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
 - ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
 - ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
 - ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
 - ⑨ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
 - ⑩ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
 - ⑪ 被害農業者に対する金融対策に関すること
- (7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (8) 国土地理院中部地方測量部
 - ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - ④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 林野庁関東森林管理局
 - ① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
 - ② 民有林直轄治山事業等の実施に関すること
 - ③ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (10) 経済産業省関東経済産業局
 - ① 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
 - ② 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ③ 被災中小企業の振興に関すること
 - ④ 電気の安定供給に関すること

- ⑤ ガスの安定供給に関すること
- (11) 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - ② 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
 - ③ 電気の安全確保に関すること
 - ④ ガスの安全確保に関すること
- (12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

 - ① 災害予防
 - ア 所管施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
 - ② 初動対応

地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ③ 応急・復旧
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
 - カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
 - ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
 - ④ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
 - ⑤ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
 - ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ⑦ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ⑧ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

- ⑨ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - ⑩ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - ⑪ 大規模自然災害における緊急・代替輸送に関する情報収集、ニーズの把握、調整などの支援のため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の職員を災害対策本部に派遣する。
- (14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
 - ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ③ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
 - ④ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
 - ⑤ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
 - ⑥ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - ⑦ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - ⑧ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (15) 海上保安庁第三管区海上保安本部
- ① 災害予防
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 港湾の状況等の調査研究
 - ② 災害応急対策
 - ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知
 - イ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - ウ 活動体制の確立
 - エ 船艇、航空機等による海難救助等
 - オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
 - ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - サ 海上における治安の維持
 - シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
 - ③ 災害復旧・復興対策
- (16) 環境省関東地方環境事務所
- ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

- ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (17) 環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 防衛省南関東防衛局
 - ① 所管財産使用に関する連絡調整
 - ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社
 - ① 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
 - ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
- (2) 日本銀行
 - ① 通貨の円滑な供給の確保
 - ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - ⑤ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社静岡県支部
 - ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - ② 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ③ 被災者に対する救援物資の配付
 - ④ 義援金の募集
 - ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - ⑥ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）
気象予警報、災害情報、その他の有効適切な災害広報
- (5) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
 - ① 管轄する道路の建設及び維持管理
 - ② 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - ③ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
 - ④ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ① 鉄道防災施設の整備
 - ② 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

- ③ 災害時の応急輸送対策
 - ④ 災害時における応急救護活動
 - ⑤ 応急復旧用資材等の確保
 - ⑥ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導
 - ⑦ 被災施設の調査及び早期復旧
- (7) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
- ① 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - ② 電気通信の特別取扱い
 - ③ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
 - ④ 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - ⑤ 被害施設の早期復旧
 - ⑥ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- ① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
 - ② 災害時の応急輸送対策
- (9) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
- ① 電力供給施設の防災対策
 - ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - ③ 災害時における電力供給の確保
 - ④ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
 - ⑤ 被災施設の調査及び復旧
- (10) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
- ① 電力供給施設の防災対策
 - ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - ③ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
 - ④ 被災施設の調査及び復旧
- (11) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (12) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ① 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - ② 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。
- (14) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

8 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
 - ① 土地改良施設の防災計画
 - ② 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断）
 - ③ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
 - ④ 消防機関が行う消火活動への協力
- (2) 静岡ガス株式会社(東部支社)
 - ① ガス供給施設の防災対策
 - ② 二次災害の発生防止のための緊急遮断
 - ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
 - ④ 必要に応じて代替燃料の供給
 - ⑤ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
 - ① ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - ② 被災施設の調査及び復旧
 - ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - ④ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (4) 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
 - ① 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - ② 災害時の応急輸送対策
- (5) 静岡県トラック協会東部支部、商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）、一般社団法人静岡県バス協会
 - ① 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - ② 災害時の応急輸送対策
- (6) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
気象予警報、災害情報、その他の災害広報
- (7) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - ② 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ③ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (8) 一般社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路、交差点などでの交通整理支援
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ① 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力
 - ② 避難所における健康相談に関する協力（※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体

農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、商工会議所などは、以下について協力する。

- ① 防災対策の指導
- ② 必要資機材、融資の斡旋等
- ③ 災害時の被害状況調査等

(2) 医療機関、厚生社会事業団

一般社団法人沼津医師会、一般社団法人沼津市歯科医師会、一般社団法人沼津薬剤師会、病院及び社会福祉関係機関は、被災者の救急及び保護対策について協力する。

(3) エフエムぬまづ株式会社

災害情報、その他災害広報について協力する。

(4) 防災上重要な施設の管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急復旧を実施する。また、沼津市その他の防災関係各機関の防災活動について協力する。

第3節 地域の自然的条件

1 位置

沼津市は静岡県東部に位置し、東に清水町、三島市、西に富士市、南は駿河湾に面した伊豆半島に連なり、北には愛鷹山を擁している。

東 経	138° 52′
北 緯	35° 06′
市内最高地 海拔	1,380m

2 地形及び地質

市の形状は、湾曲の帯状に海岸線を持ち、その延長は約 63 km に及び、平野部は少なく、市の中央近くに伊豆天城山（標高 1,406m）を源とする狩野川が流れ、更に御殿場を源とする黄瀬川が狩野川に合流している。

地質は軟弱な泥層の地域が大半を占め、港湾から千本を経て片浜、原の海岸線に沿った地域は砂質層地盤である。

3 気象

気候は極めて温暖であるが、気象の変化は激しく、異常気象も現われやすい。降雨量は 1,596.0 mm 程度で、平均風速は 3.3m/秒程度である。（沼津南消防署における令和 5 年 1～12 月の観測値）

第4節 予想される災害

1 風水害

市内の主要河川は、市の中央部を流れる狩野川であるが、昭和 33 年の狩野川台風以来、放水路の整備などの治水対策を進めている。しかし、近年、気候変動により、局地的な豪雨が発生しており、

洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。6月、7月には梅雨前線活動の活発化により大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8月～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

(1) 狩野川流域（一級河川）

流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。しかし、狩野川放水路の整備や河道堀削・堤防の整備など河川改修により流下能力は大きく向上しているが、施設の能力を上回る洪水が発生した場合には、越水や浸食、内水等による洪水氾濫の恐れがある。

(2) 沼川流域（一級河川）

市北部を流れる多くの河川が流れ込むため、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。なお、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。

(3) 高橋川流域（一級河川）

高橋川流域は低平地で過去幾多の内水による浸水を繰り返してきた。そのため、河道改修や排水機場増設などを行い治水安全度の向上を図っているが、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。

2 高潮・高波

駿河湾に面し長い海岸線をもっているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。台風等による高潮・高波、西風による高波が発生することがあるため、防潮堤のない地域は災害が予想される。

3 地震・津波

「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。本県における近年の巨大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（M7.0）、2009（平成21）年の駿河湾の地震（M6.5）、2011（平成23）年の静岡県東部の地震（M6.4）などがある。

とりわけ本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854（嘉永7）年の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、1996（平成8）年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.6の地震や、2001（平成13）年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、2009（平成21）年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震

の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約 500 箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

今世紀前半には前回発生から 100 年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差をもって発生する可能性も考えられる。

なお、本市では 2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第 4 次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において「レベル 1 の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において「レベル 2 の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2 つを併せて「レベル 1・2 の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波では、約 13,000 人の死者数の発生が想定されている。

このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

なお、地震対策については、大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画を含み、本計画の地震対策編として別に定める。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル 1・2 の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

4 土砂災害

市内では、土砂災害警戒区域が 380 箇所、土砂災害特別警戒区域が 311 箇所（いずれも令和 6 年 3 月 31 日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。

5 火災・爆発

近年、建築物の大型化及び高層化が進むとともに新たな建築材料の導入、さらには生活様式の多様化、雑居ビルの増加、石油・ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、人命危険が高まっている。

6 水難

市内の海岸や河川等では、釣客や海水浴客等による水難事故の発生が予想される。

7 交通災害

国道 1 号、国道 414 号、東名高速道路、新東名高速道路等の市内の重要路線は、交通量が極めて多く、交通事故の多発が予想される。

また、東海道本線、東海道新幹線等の列車事故も併せて十分な対策が必要である。

8 火山災害

活火山である富士山の噴火により、溶岩流や降灰等の被害が及ぶと予想されるため、その活動の推移には十分注意する必要がある。

9 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

静岡県の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。また、過去には、1707（宝永4）年10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章

災害予防計画

第1節 計画の目的

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第2節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

1 無線通信施設の現状

(1) 市有無線通信施設

同報系防災行政無線、地域防災無線、水道無線、防災相互無線、県防災共通波の現況は、資料編「沼津市防災行政無線固定系（同報無線）設置場所一覧表」「防災行政無線戸別受信機設置場所一覧表」「デジタル地域防災無線移動局配備先一覧表（機関別）」「水道無線」「防災相互通信用無線局」「防災相互無線」による。

(2) 静岡県防災行政無線

災害時における気象情報及び災害情報の収集及び伝達は静岡県防災行政無線（以下「県防災行政無線」という。）で行う。

なお、加入機関及びダイヤル番号は、資料編「県防災行政無線一覧表」による。

(3) 情報の収集伝達通信系統

資料編「情報の収集伝達通信系統図」による。

2 通信施設の防災対策

指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

資料編「防災相互通信用無線局」による。

3 整備計画

災害時において迅速な情報の収集を図るため、市防災行政無線等の充実を図る。

4 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

市は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

5 障がいのある方への情報伝達体制の整備

市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、関係職員はもとより、広く一般市民等に対して、防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

教育機関においては、防災に関する教育の充実にも努めるものとする。また、市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

(1) 学校教育、社会教育を通じての普及

「防災教育推進のための連絡会議」をはじめとして、様々な機会を通して、災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(3) ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及

市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又は印刷物等を作成・配付し防災知識の高揚を図る。

(4) 映画、スライド、講演会等による普及

防災関係者並びに市民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。

(5) 市ホームページ、県アプリ「静岡県防災」による普及

市民等に対し、沼津市ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

市は、防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 沼津市地域防災計画の概要

(4) 自主防災組織の意義

(5) 災害危険箇所に関する知識

(6) 災害時の心得

① 災害情報等の聴取方法

② 停電時の心構え

③ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

④ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

⑤ 避難所の適正な運営

⑥ その他災害の態様に応じてとるべき手段の方法

⑦ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

⑧ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

(7) 避難所の運営方法

(8) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

3 市の実施事項

(1) 職員等に対する教育

職員として、行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。また、教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

実施事項	担当課	対象	方法	回数
① 地震・津波等の防災に関する基礎知識 ② 東海地震等の災害発生に関する知識 ③ 第4次地震被害想定の内容 ④ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 ⑤ 「沼津市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 ⑥ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 ⑦ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ⑧ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ⑩ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 ⑪ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項	危機管理課	本部員 避難地配備職員	説明会等	年1回以上
自主防災活動	危機管理課	防災指導員		年1回以上
① 所管事項に係る地震防災応急対策及び災害応急対策 （例）地すべり、山崩れ、がけ崩れ及び洪水災害による被害と対策（河川課） ② 港湾における地震特性、津波特性、災害危険等（水産海浜課）	各所管課	所属職員等	防災週間の設置、パトロール実施計画案の作成等	適宜
電力施設の地震対策（東京電力）		所属職員等	パンフレット 社内報等	〃
警戒宣言発令時及び地震災害時の金融業務（日本銀行）		〃	研修会等	〃
自社の地震対策の基本方針等（静岡ガス）		〃	社内報等	〃

なお、これらの教育を通じて、各種団体及び地域住民に対する防災思想、普及担当者の育成を進めるものとし、このための普及カリキュラム、使用教材、配付資料の作成を行う。

(2) 学校教育等

① 教職員等の研修

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の防災担当者等に対して研修を行い、各学校等における防災対策の徹底を期し、自主防災と安全教育に寄与する。

② 児童・生徒に対する指導

ア 指導の目的

学校等の幼児・園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対して地震災害や地震の起るメカニズム等、地震に関する知識を、それぞれの発達段階に応じて理解させることにより、地震発生時において的確な判断に基づいて自他の安全を確保できるようにする。また、生徒等が学んだ地震に関する知識を基礎として、地域社会においても地震対策の啓発が図れるようにする。

イ 学校等の生徒等に対し、防災知識の徹底を図る。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

また、生徒等の理解を深め、あわせて家庭における地震の知識の普及を図る。

ウ 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実施する。

(ア) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

(イ) 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

エ 中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

(3) 授業における指導

① 小学校

新学習指導要領、理科「B生命・地球 第4学年(3)雨水の行方と地面の様子、第5学年(3)流れる水の働きと土地の変化、(4)天気の変化、第6学年(4)土地のつくりと変化」において、日常生活と自然災害との関連性の理解を深め、災害に対して適切に対応できる児童を育てる。

社会科では「自然災害から人々を守る活動」において、県内で発生した自然災害を取り上げ、国土の自然条件などとの関連や、国・県・市などが取り組んでいるさまざまな対策を理解させる。

② 中学校

新学習指導要領、理科「第2分野 (2)大地の成り立ちと変化 (ウ)火山と地震、(エ)自然の恵みと火山災害・地震災害」において、地震に伴う土地の変化、揺れの大きさや伝わり方の規則性、火山活動や地震発生の原因と地球内部の働きとの関連を理解させる。また、「(4)気象とその変化 (エ)自然の恵みと気象災害」において、天気の変化や日本の気象との関連性を理解させる。

社会科では「地理的分野 C日本の様々な地域」の中の「日本の地域的特色と地域区分」において、自然災害と防災への取り組みなどを基に、日本の自然環境の特色や、また、「(7)自然と人間」において、地域の自然災害を総合的に調べ、理解させる。

(4) 社会教育

市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域防災に寄与する意識を高める。

文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手作りに努める。

① 啓発内容

ア 市民に対する一般的な啓発に準ずる。

イ その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

② 手段・方法

各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会において実施する。

(5) その他の団体

市内の各種団体に対し、地震の知識、事前の防災対策、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等について、研修会、講習会、資料の配布、映画、テレビの利用、市広報等を通じて普及する。

市は、国（総務省）及び県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

① 青年会議所を通じての普及

ア 青年会議所の会議の際に地震に関する講演、講習、映画等を実施し会員への普及を図る。

イ 青年会議所が実施している各種事業を通じ、地域住民への普及を図る。

② 消費者団体等の実施する各種の消費生活講座、消費生活展を通じての普及

③ 消費者団体の会合の際、防災思想の学習法依頼

④ 沼津市防火協会による普及

加入事業者は、地震対策の推進並びに防災訓練等の実施により、その主旨の徹底を図る。

⑤ 一般社団法人静岡県LPガス協会東部支部沼津地区会による普及

製造事業所、販売事業所別の地震防災応急対策の推進を図るとともに、販売事業者（所）は消費者に対する啓発を行う。

⑥ 静岡県高圧ガス保安協会沼津支部による普及

設備の整備点検、防災体制の整備、防災訓練の実施等による協会の事業として推進する。

⑦ 静岡県冷凍設備保安協会による普及

冷凍、冷蔵倉庫等の地震対策につき、協会、専門技術委員会で調査、研究、指導等を行う。

⑧ 静岡県ガス協会による普及

不使用時及び地震が発生したときは、ガス栓を閉じるようチラシ、検針通知票、市広報紙等を利用して広報する。

また、被害が甚しい場合又はガスもれがあったときはメーターコックを閉めるようチラシ、検針票等を利用して広報する。

⑨ 公益社団法人日本煙火協会静岡県支部、静岡県火薬類保安協会による普及

保安教育計画の中に地震対策を盛り込み各施設の従業者に対する啓蒙指導を行う。

また、各施設ごとに設備の整備点検、防災点検並びに訓練等の推進を図る。

⑩ 電力会社による普及（東京電力）

災害時における感電事故防止、漏電による出火防止など公衆安全について需要家のとるべき具体的措置の普及を図る。

⑪ 防災団体等による普及（労働基準局）

防災団体等による労働災害防止のための委員会を設置し、業種毎に防災対策を検討し、指針の作成、広報活動等を通じて対策を樹立推進する。その重点事項は次のとおり。

ア 自主防災組織の確立とその活動の促進

イ 特定機械（特にボイラー、圧力、容器、クレーン等）危険物製造取扱設備の自動安全化の推進

- ウ 設備、機械の基礎への固定化の推進
- エ 消火設備等の点検整備
- オ 情報伝達組織の検討
- カ 救急対策の確立
- キ 消火対策の確立
- ク 地震発生後の安全点検

⑫ 日本赤十字社静岡県支部による普及

主として赤十字奉仕団、自主防災組織等を対象に救急法等の講習を実施し、災害時の負傷者の応急手当等ができるよう指導する。

(6) 地域住民

自主防災組織への広報を原則とする。

災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震等についての正しい知識、防災対応について啓発する。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

特に、3月11日を含む10日間が「津波対策推進旬間」、8月30日から9月5日までの7日間が「防災週間」、11月が「地震防災強化月間」と定められており、津波避難対策、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対策並びに家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士、その他防災士等の積極的な活用を図る。

① 普及内容

項目	内容
基礎的な知識	地震発生 of 仕組み、地震予知体制、東海地震・南海トラフ地震等の危険度、地域の地震災害危険、市の防災体制（災害対策本部、警戒本部の広報）、災害時の行動指針、消火の知識、救急法、交通機関の対策、車両運転時の心得、東海地域の地震・地殻活動に関する情報及び性格とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎知識、第4次地震被害想定の内容、緊急地震速報の意義と受信時のとるべき措置
事前準備	住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀等の倒壊の防止、家具等の転倒防止、ガラスの飛散防止 避難地、避難路の確認、応急資材の準備、救急医薬品の準備、非常持出品の準備、避難生活に関する知識、要配慮者への配慮、男女双方の視点への配慮、居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において性犯罪・性暴力・DV被害等を防止するための意識の普及・徹底
地震防災措置	正しい情報の入手方法と連絡方法、警戒宣言と予知情報の内容、警戒宣言に伴う対応、行動指針
災害応急対策	救助活動、被災した場合の手続き、各方面の案内及び問合せへの回答等の情報
特殊事項	(山崩れ、津波危険地区) 山崩れの危険、避難、日頃の準備 (ため池等農業用施設管理者) 防災資材の準備等災害対策 (工事請負人) 作業工程に対応する防災対策

② 手段方法

危機管理課、広報課をはじめ、各課が分担し、パンフレット、リーフレット、ポスター及び報道機関等の媒体や、防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。特に、突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(7) 自動車運転者

地域、職場での交通教室、映画会、法令講習会、その他の機会を通じ災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び緊急地震速報受信時等における措置すべき事項の徹底を図る。

① 災害時

- ア 避難のために車両を使用しない。
- イ 道路の左側に寄せてエンジンを止める。
- ウ カーラジオ等で地震情報、交通情報を聞く。
- エ 警察官(規制標識)の指示に従い行動する。
- オ 道路上に車両を置かない(できるかぎり空地等へ入れる)。
- カ 避難のため車両を道路上へ置くときは、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアロックをしない。

② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び緊急地震速報受信時

- ア 低速走行の実施(一般道路毎時 20 k m以下、高速道路毎時 50 k m以下)
- イ カーラジオ等で地震情報、交通情報を聞く。
- ウ 警察官(規制標識)の指示に従い行動する。
- エ 避難のため車両を道路上へ置くときは、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアロックをしない。

③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時

- ア 走行中の車両は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- イ 自動車の運転を自粛する。

(8) 地震防災相談窓口の設置

地震に対する正しい知識、的確な防災対応の普及指導のため相談窓口を危機管理課に設置する。

(9) 防災上重要な施設の管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場などの不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。

(10) 災害の伝承

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確

保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

- ③ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであるものを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- ⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2次的避難所の整備

① 福祉避難所

- ・市は、一般の避難所では生活することが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障がいのある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、県モデルに基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

- ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次避難所

- ・2次避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

大規模商業施設、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・市は、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)及び災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する県の「わたしの避難計画」の作成を並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第5節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

1 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るためには、平常時からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。災害対策基本法の主旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、おおむね次の事項を重点におき、市は、総合防災訓練を実施する。

また、総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 交通規制訓練
- (4) 道路啓開訓練
- (5) 救出・救護訓練
- (6) 避難、誘導訓練
- (7) 通信情報連絡訓練
- (8) 避難所運営訓練
- (9) 救助物資輸送訓練
- (10) 給食・給水訓練
- (11) 応急復旧訓練
- (12) 遺体措置訓練

2 救助・救急関係機関の連携

市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 災害対策本部要員訓練の実施

災害対策本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。

4 非常通信訓練

災害時において、災害地からの市災害対策本部及び防災関係機関との間の災害情報等の収集、伝達が迅速かつ正確に行えるよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努めるものとする。

5 防災関係機関の研修会等の実施

防災活動を迅速確実に実施するため、防災関係者の研修会を開催し、気象知識、救助・救出・救護（応急手当）、過去の災害事例その他必要な事項につき研修する。

6 訓練のための交通の禁止又は制限

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定し、歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する。

7 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施して課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面は、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。

また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

(2) 編成

本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。任務分担については、資料編「自主防災組織と任務分担」による。

(3) 活動内容

① 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄、点検、危険個所の点検把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

② 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難等の支援等を行う。

2 推進方法

地域住民及び自治会等の代表者に対し、自主防災組織の意義の周知を図り、十分に意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 市民の果たすべき役割

地震・津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自らの安全は自らの手で守る意識をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ① 防災気象に関する知識の吸収
- ② 地震防災等に関する知識の吸収
- ③ 地域の危険度の理解
- ④ 家庭における防災の話し合い
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- ⑥ 石油ストーブ、ガス器具等について、対震自動消火装置等の火災予防措置の実施
- ⑦ 家屋の補強等
- ⑧ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- ⑨ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
- ⑩ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医療品等生活需要品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）
- ⑪ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
- ⑫ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑬ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑭ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
- ⑮ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし自主防災組織を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにする。

- ① 正確な情報の把握
- ② 火災予防措置
- ③ 非常持出し品の準備
- ④ 適切な避難及び避難生活
- ⑤ 自動車運転の自粛

(3) 地震発生後に実施が必要となる事項

- ① 出火防止及び初期消火
- ② 被災者の救出・救助活動
- ③ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ④ 自力による生活手段の確保

5 自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

自主防災組織は、市や県と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をする。

(1) 平常時の活動

- ① 防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人が持つように講演会、研究会、防災訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、地震の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

② 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として又は組織の長の相談役、補佐役として「③自主防災地図の作成」以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

③ 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人一人の防災対応行動の的確化を図る。

④ 自主防災組織の防災計画書・津波避難計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を予め防災計画書などに定めておく。

⑤ 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材設備の現況、災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに台帳を作成しておく。なお、避難行動要支援者名簿（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等との連携に努めるものとする。

また、個人情報保護の観点から、台帳の管理については最大限の注意を払うこと。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者名簿（要配慮者に関する台帳）

ウ 人材台帳

エ 自主防災組織台帳

⑥ 防災点検の日の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

⑦ 避難所の運営体制の整備

市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

⑧ 防災訓練の実施

訓練の実施に際しては、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

情報伝達訓練は、沼津市災害警備本部、沼津市地震災害警戒本部又は沼津市災害対策本部等（以下「市本部等」という。）からの指示を地域住民に周知徹底させ、また、情報収集訓練は、地域内の活動、被害状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、避難地等配備職員を経て市本部等へ報告を行うとともに、地域住民にも周知させ、無用の混乱を避けることを目的とするものである。

イ 出火防止及び初期消火の訓練

初期消火を目的に、消火器、水バケツ、可搬動力ポンプ等の消火用機器の使用方法を地域住民全員に習得させて、誰もが操作し消火作業に従事できるように訓練を行う。

ウ 避難訓練

避難訓練は、定められた避難場所へ迅速、安全に避難できるように繰り返し行う。避難路も複数の避難路を定めて、災害の状況に応じて適宜選択をする。

非常持出品や服装などについても、常に用意を整え、実践的な訓練を行うものとする。

エ 救出・救護訓練

家屋の倒壊及び落下物等による負傷者に対する救出活動、応急手当の方法及び重症者などの応急担架等による搬送訓練を行う。

オ 炊き出し訓練

家屋の倒壊及び津波による被害等により、避難生活をするを想定し、水、炊飯釜等を利用して行う。

⑨ 火気使用設備器具の点検

地域内には、災害時に被害の発生拡大の原因となるものが数多くあるが、特に各家庭のガス器具、ストーブ類などについて自主防災組織内で「点検の日」を定め、消火班が中心となり地域内の一斉点検を行うようにする。

また、地域内に保有する危険物(油類)等の設置場所について掌握しておくことが望ましい。

⑩ 建築物、構造物の点検

建物の倒壊による被害は、単に倒壊被害にとどまらず、火災発生の原因ともなるので、各戸に建築物の耐震性の診断を実施し、倒壊の危険が予想されるものについては、あらかじめ補修をするようにする。

また、避難路に面した構造物等についても安全性の点検を行い、地震で倒壊の恐れがあるものについては所有者等に対し改修するよう要請を行う。

⑪ 消火用器材

各家庭ごとに消火器、水バケツ、消火用水などを備えるよう指導するとともに、地域の実情に従って要所に消火器、消火用水等の配置をするように努める。

⑫ 防災用資機材の備蓄

自主防災組織ごとに、防災用資機材、非常用食料、医薬品などの備蓄を行うように努める(資料編「自主防災組織の装備基準(標準300世帯)」)。

⑬ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時の活動

自主防災組織は、組織全員が協力して地域活動を行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- ① 情報の収集、伝達
- ② 出火防止活動及び初期消火
- ③ 救出・救助・救護活動
- ④ 防災用資機材の配置又は活用
- ⑤ 避難及び共同避難生活

6 市の指導及び助成

(1) 自主防災組織の設置

自主防災組織は、地域住民が協同して地域及び自分を守るという連帯感に支えられ、自発的に結成されることが基本である。自主防災組織が十分その機能を発揮し、継続して活動を行っていくためには、その基礎となる組織体制をしっかりと整えておくことが必要であり、そのためには、地域の人々が地震対策を十分話し合い、共通の目的意識をもち、最もその地域にあった自主防災組織をつくるよう努めることが必要である。

① 自主防災組織の規模

地域住民が自主防災組織を結成しようとする場合どの程度の規模に組織化するかが問題になるが、これは地域の広さや居住人口等によって異なってくる。また、地域における既存の住民組織を利用するか、これとは別に新しい組織を作るかも検討すべき事項であるが、基本的には地域住民が最も効果的に防災活動を行えるように地域の实情に合った規模であることが望ましい。

この組織の規模については、次のように考えられる。

ア 住民が防災活動を行うに際して、互いに協力することによって生命、財産を守るという連帯感を保てる程度の規模。

イ 住民の日常行動の基礎となる範囲の地域。

② 自主防災組織づくり

本市には、具体的に活動基盤の整備された自治会組織が全市にわたって結成されており、これまで培われてきた地域における自治会の基礎を除外することなく、自主防災組織は、自治会組織を活用する形で組織化することが適当であると思われる。

ただし、自治会組織には長年の活動経過があって、個々の自治会の構成世帯数、範囲は大小まちまちであり小規模の自治会については、隣接している自治会同士が協議して適当な規模の自主防災組織を結成することが望ましい。

③ 自主防災組織と任務分担

組織がその機能を十分発揮するため実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が平常時及び災害時に分担する任務を明確にしておくものとする。特に夜間、昼間を考慮し、実態に即した任務分担を明確にしておく。

なお、組織の一般的な形態としては、資料編「自主防災組織と任務分担」による。

④ 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にしておくことが必要である（資料編「自主防災組織規約」）。

(2) 防災指導員

① 市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため防災指導員を置く。

ア 防災指導員は、市民の中から防災活動に熱意をもち、かつ指導力のある人に委嘱する。

イ 防災指導員は少なくとも各地区連合自治会ごとに1人以上を委嘱する。

② 防災指導員は次に掲げる活動を行う。

ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化

イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導

ウ 市の施策の広報や推進、普及協力

エ 市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達

オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援

(3) 自主防災組織に関する意識の高揚

市は、自主防災組織に関する認識を深め、組織の充実を図るために必要な資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

研 修 名	実施機関	対 象 者	目 的
自主防災組織 中核的リーダー 研修	市	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより、単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

(4) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら避難地配備職員等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。

① 避難地の設置

市は、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、市本部等との連絡、地域の情報収集及び地域住民への避難誘導、その他の状況に応じた適切な指示を行うために、必要な個所に避難地を設置する。

② 避難地の職員配備

ア 避難地には、それぞれ職員を配備し、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時における活動のほか、平常時から防災指導員とともに地域住民との交流に努める。

イ 避難地等配備職員には、自主防災組織に対する直接の指揮命令権はないが、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、地域の状況を十分に掌握し、市本部等と連絡をとりながら、地域住民の避難、救出・救護活動、救援活動についての的確な指導を行うように努める。

③ 避難地等配備職員の平常時の活動

ア 自主防災組織が実施する訓練については、その企画についてアドバイスすると共に防災機器の操作及び管理等の指導に当たる。

イ 津波危険、崖崩れ危険、その他の危険度について、資料より把握する。

ウ 避難経路上の危険物（ブロック塀、看板、ビルのガラス、その他）及び問題点について自主防災組織役員と協議する。

エ 災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時を想定し対応訓練を行う。

オ 南海トラフ地震臨時情報発表時における避難地内での問題点及び地震災害発生後の混乱期における各種問題点について、自主防災組織、避難地等配備職員等を交え、あらかじめ全員で検討する。

④ 避難地の資機材の確保

市は、避難地ごとに備蓄庫を設置して保管し、災害時に必要な資機材を準備するとともに常時点検を行う。

(5) コミュニティ防災センターの活用

- ① 平常時は、各種の防災訓練及び防災知識の普及をはじめとする自主防災組織の平常時活動の拠点として活用する。
 - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするともに、避難を必要とする者を受入れる施設とする。
 - ③ 災害時には、緊急に避難するための施設として活用するほか自主防災活動等の拠点とする。
- (6) 自主防災組織への助成
市は、自主防災組織の活動に必要な運営費及び防災用資機材の整備を促進するため、必要な助成を行う。
- (7) 防災情報アプリケーションの活用
市は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」や「沼津市公式防災アプリ」等を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱い指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織に加わり、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、市は消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第7節 事業所等の防災活動

1 事業所等における平常時からの防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

平常時からの防災活動の概要

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立

- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 救出及び応急救護等
- ⑦ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- ⑧ 施設及び設備の耐震性の確保
- ⑨ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑩ 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

また、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

市及び商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 事業継続計画(BCP)の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

4 事業所等の自主防災体制

事業所等における地震防災応急計画の内容は、次のとおりとする。なお、計画の作成を法律上義務づけられるものは、大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号列記の施設（資料編「地震防災応急計画作成義務施設等」）であるが、法律上作成の義務のない事業所等においても、自主的に作ることが望ましい。

- (1) 応急対策に関すること
- (2) 防災訓練に関すること
- (3) 教育及び広報に関すること
- (4) 計画策定時の注意事項等

第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内

容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第9節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

1 ボランティア活動の支援

- (1) 市は、社会福祉協議会等と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体の自主性を尊重したうえで支援し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。
- (2) 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めるものとする。
- (3) 社会福祉協議会は、市と協議の上、センターを設置する必要があると判断したときは、災害ボランティアセンターをぬまづ健康福祉プラザ内に設置するものとする。なお、当該施設が著しく被害を受けたこと等により使用が困難な場合は、市と社会福祉協議会の協議の上、市が設置場所を確保するものとする。

2 災害ボランティアコーディネーターの養成と資機材整備

市は、社会福祉協議会等と協力して、災害時のボランティアに対し、その自主性を尊重したうえで、情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、必要となる資機材等の整備に努める。

第10節 要配慮者支援計画

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、自主防災組織、地域の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有に努め、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、市のみでなく自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

① 行政機関

警察、消防、福祉事務所、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等

② 地域組織

自治会等

③ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、障がい者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、市は、行政上の情報から避難行動要支援者の全件の名簿を作成し災害時等に活用する（全件名簿）。

自治会は、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と協力して、名簿情報の提供に同意する者の名簿を作成し、日頃から避難行動要支援者の把握に努める（同意者名簿）。

① 避難支援関係者となる者

ア 行政機関（警察、消防）

イ 関係機関（社会福祉協議会）

ウ 地域住民（自治会、自主防災組織、民生委員等）

② 避難行動要支援者名簿の登録対象者

ア 要介護認定3以上を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級の者

ウ 療育手帳A判定の者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の者

オ 特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を所持している者

カ 上記以外で、避難支援を要すると申し出た者

（全件名簿は上記全ての者、同意者名簿は自治会に避難支援を要すると申し出た者が対象）

③ 名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号又はその他の連絡先

カ 避難支援を必要とする理由

キ その他避難支援に有用な情報

④ 名簿の提供

全件名簿は、災害時等に避難支援の実施に必要な限度で、避難支援関係者及び避難支援を行う団体に提供する。その際、情報の適正管理を依頼する。

同意者名簿は、平常時から避難支援関係者に加え市及び地域で定めた者に提供する。名簿共有者は適正な管理と守秘義務に努める。

⑤ 名簿の更新

全件名簿は、市が名簿登録対象者について行政の情報を取りまとめ、毎年更新する。

同意者名簿は、自治会において登録の申し出を随時受け付け、最新の情報を共有するよう努める。

⑥ 名簿の保管方法

全件名簿は、地区別に整理し、電子データ管理及び紙媒体により、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても活用に支障が生じないように保管する。

同意者名簿は、共有者が情報の取り扱いに配慮しつつ、災害時に活用しやすい安全な場所に保管する。

⑦ 避難行動要支援者の避難支援

避難支援を実施する者は、安全を確保し十分に注意しながら、状況に応じた避難支援を行う。また、避難支援が困難な場合には、他の避難支援者や消防団等に応援を求める。

⑧ 個別避難計画の作成

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(3) 防災訓練

市は、県や自治会、民生委員・児童委員、障がい者相談員及び福祉関係団体と連携して、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(4) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(5) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし必要に応じて事前に協定を締結する。

(6) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(7) 避難支援等関係者等の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第11節 救助・救急活動に関する計画

1 救助隊・救急隊の整備

消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊・救急隊の整備を推進する。

2 保健医療福祉調整本部の総合調整

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第12節 応急住宅・災害廃棄物処理

1 応急住宅

(1) 応急仮設住宅

ア 建設型応急住宅

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ 賃貸型応急住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(2) 公営住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

2 災害廃棄物処理

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第13節 物資及び資機材の備蓄計画

災害応急対策に必要な物資、資機材を備蓄し、災害時に際しその機能を十分に発揮するため、常時点検整備するとともに、必要に応じて緊急調達できるよう、入手経路を確立しておくものとする。

また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

物資・資機材の備蓄及び貸与等

沼津市防災倉庫、コミュニティ防災センター及び各避難所等に、災害応急対策のための物資・資機材を備蓄し、必要に応じ供給又は貸与する。

第14節 避難地・避難路整備計画

1 避難地・避難路の整備

都市における災害を防除するためには、恒久的な防災対策の面から都市構造の強化を図る必要がある。特に市街地では、災害が複合的に発生拡大し、都市機能の麻痺を招くだけでなく、多くの人命、財産の損失をもたらすおそれ大きい。

災害時に住民等の生命の安全を確保するため、避難地や避難路を整備し、関連する事業を効果的に実施することにより防災都市化を推進する。避難地、避難路の整備計画は、資料編「避難地・避難路整備計画」のとおりである。

2 避難地の整備

避難地については、避難困難地区の解消、収容能力の増強等、避難危険の解消を図る。避難地の整備計画は、資料編「避難地整備計画」による。

3 避難路の整備

避難路については、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。避難路の整備計画は、資料編「避難路整備計画」による。

4 避難地・避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化

避難者の生命、身体を守るため、避難地周辺及び避難路沿道の建築物の耐震化・不燃化を促進し、都市の防災性の向上を図る。

第 15 節 重要施設・ライフライン機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 ・市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・市は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。 ・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 ・電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第 16 節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
人材育成	・ 県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。 ・ 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
実施体制の整備	市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練 イ 応援協定の締結 ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	市は、住家被害の調査及び罹災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムを活用する。

第 17 節 市の業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第 18 節 複合災害対策及び連続災害対策

市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 19 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第 20 節 災害に強いまちづくり

市は、地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部署の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章

災害応急対策計画

第1節 総則

1 計画の目的

この計画は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急活動を行う等、災害の拡大を防止するために、市が行うべき措置について、災害対策基本法及び静岡県地域防災計画の定めるところにより計画する。

2 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	<p>災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。</p>
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第4条（都道府県の責務）、第5条（市の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。 ・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市及びライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
市の配慮すべき事項	<p>(1) 要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 ・連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 <p>(2) 関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	<p>この計画に基づき市を応援する場合の指揮系統は、災害対策基本法第67条（他の市町長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市長の指揮の下に行動するものとする。</p>

協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 ア 機関名、イ 所属部課名、ウ 氏名
従事命令等発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	災害対策基本法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に要する経費については、災害対策基本法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・県が市長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする

第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行を図ることを目的とする。

1 災害対策組織

(1) 沼津市防災会議

① 編成

防災会議の編成は、資料編「沼津市防災会議委員編成表」による。

② 運営

沼津市防災会議条例（昭和37年12月27日条例第25号）及び沼津市防災会議運営要綱の定めるところによるものとする。

(2) 沼津市災害警備本部

災害の発生が予想される場合は、状況に応じ情報連絡体制又は事前配備体制をとり、必要がある場合には、沼津市災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を設置する。

ただし、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合は、災害警備本部は災害対策本部に統合されるものとする。

災害警備本部の組織及び編成は、資料編「沼津市災害警備本部編成図」の定めるところによる。

(3) 沼津市災害対策本部

① 編成

沼津市災害対策本部編成は、資料編「沼津市災害対策本部運営要領」による。

② 事務分掌

沼津市災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、資料編「沼津市災害対策本部事務分掌」による。

③ 設置基準

大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、市長がその対策を必要と認めるとき。

④ 運営

資料編「沼津市災害対策本部条例」及び「沼津市災害対策本部運営要領」の定めるところとし、その概要は次のとおりである。

ア 本部室は、本部長、副本部長、部長、副部长、統括及び調整部各班員の内、あらかじめ各班長が指名する職員のほか、沼津市災害対策本部運営要領の定める各部より派遣される職員により構成する。

イ 本部室に勤務する職員は、本部長の指揮を受け、災害対策上の指示又は情報について各部及び防災関係機関との連絡調整に当る。

⑤ 本部の設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部が設置又は廃止された時は、「災害対策関係機関」及び「沼津市災害対策本部運営要領」に定める者のうち、必要と認める者に通知する。

(4) 避難地

① 地域における情報の収集・伝達及び自主防災組織等との連絡調整、その他、応急活動を行うための拠点として避難地を設置する。

② 避難地には、市職員を派遣する。

③ 職員の内1人をあらかじめ責任者と定め、責任者に事故あるときを想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。

(5) 沼津市水防本部

沼津市水防本部の設置に関し、組織及び編成等、必要な事項は沼津市水防計画によるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合されるものとする。

2 災害時の配備体制とその基準

災害の発生が予想される場合は、事前配備体制をとるものとし、必要に応じて災害警備本部又は災害対策本部に移行するものとする。その体制及び基準は、資料編「災害時の職員配備体制基準表」による。

(1) 勤務時間内における配備

職員は、配備が発令されたときはあらかじめ定められた配備につき、各所属長の指示に従い活動するものとする。

(2) 勤務時間外における配備

① 勤務時間外における職員の配備は、「(3) 配備の基本」に定めるところによる。

② 各部長は、職員の参集状況によっては、あらかじめ定められた組織によらず、適宜内部の班を再編成することができる。この場合は、速やかに本部長に報告するものとする。

(3) 配備の基本

① 本市に所属する全ての職員は、勤務時間外においても配備が発令されたときは、あらかじめ定められた配備先に急行することに努め、到達次第、所属長等の指示を受け、活動に従事しなければならない。

② 職員は、災害その他の事情によってあらかじめ定められた場所に到達できないときは、最寄りの避難地等に出動して、その旨を所属長に報告し、指示を受けるものとする。

- ③ 職員は、出動途上において火災又は人命救助事象を覚知した場合は、付近住民（自主防災組織）に協力し、消火作業又は人命救助を行うものとする。
 - ④ 職員は、出動途上において地域の状況等を掌握し、到着後、所属長等を通じて災害対策本部に報告する。
 - ⑤ 次の職員は、配備の対象から除外する。
 - ア 平常時における病弱者、身体不自由者等で災害応急活動を実施することが困難であると市長が認めた者
 - イ 招集時において急病、負傷等で参集が不可能となった者
 - ウ その他市長が認める者
- (4) 活動の報告
- ① 各班長は、活動状況を把握し、適宜、部長に報告するものとする。
 - ② 各部長は、配備状況及び活動状況を適宜、本部長に報告するものとする。資料編「配備状況報告書」による。
- (5) 応援職員の要請
- ① 各部長は、配備職員の不足する班が生じたときは部内各班の職員を応援させるものとし、部内の職員を動員してもなお不足するときは調整部長に対し文書（資料編「応援職員要請書」）をもって応援を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって増員の要請をすることができる。この場合は、事後速やかに正規の手続をとるものとする。
 - ② 調整部長は、各部長から増員の要請を受けたときは、関係部長と調整の上、協力班その他から増員するものとする。
 - ③ 市長は、市職員全員をもってもなお要員が不足するときは、他の市町村、県、国及びその他の機関に対し、職員等の派遣を要請するものとする。
 - ④ 本部長は、他の市町村、県、国及びその他の機関から職員等の応援派遣があったときは、これらの要員のための宿泊施設等について、可能な限り準備する。
- (6) 各部の組織計画
- 各部長（副部長を含む）及び各班長は、組織計画に定めた事務分掌に基づき、配備職員の任務分担及び担当地域の指定、その他必要な事項について事前に細部計画を定めておくものとする。

第3節 応援・受援計画

この計画は市長が応援を指示若しくは命令し、又は要請する場合における対象者、実施時期、実施方法等を明らかにし、応急措置に必要な人員の確保の円滑化を図る。

1 応援動員の実施基準

(1) 応援動員の実施時期

市長が必要と認める時、又は他の計画の定めるところにより実施する。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 動員対象者

- ① 市職員
- ② 駿東伊豆消防組合職員
- ③ 消防団員

- ④ 警察官
- ⑤ 自衛官
- ⑥ 海上保安官
- ⑦ 医師、歯科医師又は薬剤師
- ⑧ 保健師、助産師又は看護師
- ⑨ 土木技術者又は建築技術者
- ⑩ 大工、左官又はとび職
- ⑪ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

(1) 市職員の動員

職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応でき得る体制を整備するため、各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとする。なお、動員については、資料編「情報伝達系統図」により実施する。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 駿東伊豆消防組合職員の応援動員要請

動員は、原則として駿東伊豆消防組合消防長に対して、応援動員を要請する。

(3) 消防団の応援動員要請

動員は、原則として沼津市消防団長に対して、下記事項により行うものとする。

- ① 動員する分団名の指名
- ② 動員規模の指定
- ③ 作業内容及び作業場所の指定
- ④ 資機材等の提供
- ⑤ 集合時間及び集合場所の指定
- ⑥ その他必要と認める事項の伝達

(4) 警察官の応援動員要請

警察官の出動を必要とする場合は、沼津警察署長に対して応援動員を要請する。

(5) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣に関する必要な事項は<第26節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによる。

(6) 海上保安庁の支援要請

海上保安庁の支援に関する必要な事項は<第27節 海上保安庁に対する支援要請計画>の定めるところによる。

(7) 医療助産関係者の応援動員要請

医師、歯科医師、薬剤師等及び看護師、助産師等の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療助産計画>の定めるところによるものとする。

(8) 土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請

応援動員要請を行う場合は、資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表」により行うものとし、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接行うものとする。

(9) 知事等に対する応援要請等

市は、災害応急対策を実施するため 必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

(10) 他の市町長に対する応援要請

市は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。

また、「消防組織法」第 39 条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(11) 消防機関の応援要請

市長は、災害応急対策上、必要があると認めるときは、県東部方面本部又は静岡県消防長会等を通じ、他の市町の消防機関の応援を要請する。

(12) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前各号の動員のみでは不足する場合には、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。災害対策基本法第 30 条の規定に基づき知事に対し、地方自治法による職員の派遣についてもあつせんを求めることができる。

(13) 受入体制の確立

- ① 市は、すべての動員者の作業が効率的に行えるよう、動員者の受入体制を確立しておくものとする。
- ② 動員により応援を受ける場合は、動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- ③ 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- ④ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面＜第30節 突発的災害応急対策計画＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

1 基本方針

(1) 市、県間の緊密化

- ① 情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県災害対策東部方面本部、相互間のルートを基本として、沼津警察署（以下「警察署」という。）並びに防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- ② 市災害対策本部が設置された場合、情報活動の緊密化のため、警察署は市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県災害対策東部方面本部も市災害対策本部に職員を派遣する。

(2) 報道機関との連携

日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビをはじめとして、あらかじめ災害時における放送要請に関する協定を締結している静岡エフエム放送株式会社、エフエムぬまづ株式会社などの報道機関と連携し、正確・迅速な情報の伝達を行う。

(3) 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部局等を県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。

(4) 防災関係機関相互の連携体制の構築

市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム）及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努めるものとする。

(5) 情報伝達体制の確保

市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被害者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

(6) IT技術の活用による災害情報等の一元管理

IT技術の活用により、関係機関や地域住民からの情報収集、気象情報や被災状況等を一元的に集約し、迅速かつ適切な情報伝達を行う。

2 通信網の整備

通信連絡については、使用可能な有線及び無線などのあらゆる機能を利用するものとし、必要により伝令等による情報収集連絡を行うものとする。

(1) 電話の利用

- ① 災害対策本部電話 資料編「沼津市災害対策本部配置図」
- ② 避難地電話 資料編「避難地特設公衆電話一覧表」「指定緊急避難場所（※）一覧表」
- ③ 防災関係機関電話 資料編「災害対策関係機関一覧表」
- ④ 災害用非常電話

加入電話の通話がふくそうし、通話ができない場合は、重要通信を確保するため、他に優先して使用できる災害用非常電話を避難地及び防災関係機関に設けるものとする。

(2) 無線通信の利用

- ① 県防災行政無線

国、県から伝達される情報の受理及び県、他市町村との情報交換等は、主としてこの無線による。

ア 資料編「県防災行政無線一覧表」

イ 県防災行政無線の通話方式

県防災行政無線は県や市町村の防災及び行政事務に使用するものであるが、災害時には無線回線の全部又は一部が統制され、統制中である旨音声案内が流れるので、この案内により通話の申込手続きを行う。

(ア) 市から県、他市町村へかける場合

地上系、衛星系を選択し、県庁の局番及び電話番号をダイヤルする。

地上系	5	}	県庁局番
			100—県庁電話番号 ××××
衛星系	8	}	市町村番号
			×××—市町村電話番号××××

ウ 無線回線

無線回線系統及び基地については、次のとおりとする。

(ア) 県防災行政無線回線系統図

資料編「静岡県デジタル防災通信システム 回線構成図」

② 市の無線通信

ア 有線電話が使用不能の場合における災害対策本部と避難地間、及び災害対策本部と土木・建築・下水道部パトロール班並びに防災関係機関との情報収集、伝達は、地域防災無線により行うものとする。このため避難地及び必要な防災関係機関に無線機を整備する。なお、基地局の統制管理は総合調整部が行う。

(ア) 地域防災無線系配置図 資料編「デジタル地域防災無線移動局配備先一覧表」

イ 水道無線

水道無線は、水道復旧班で統制管理及び運用し、災害対策本部情報班に必要な情報を報告するものとする。

資料編「水道無線」「水道無線配置図」

ウ 同報無線

(ア) 同報無線設置場所 資料編「防災行政無線固定系(同報無線)設置場所一覧表」

(イ) 戸別受信機設置場所 資料編「戸別受信機設置場所一覧表」

3 気象、地象及び水象に関する情報などの受理、伝達、周知

- (1) 県から通知される気象等情報は、災害対策本部設置前にあって、閉庁日を除く通常の勤務時間内は危機管理課で受理し、それ以外の時間は守衛室で受理する。また、災害対策本部設置後にあっては、災害対策本部において受理する。
- (2) 気象情報等は、同報無線、有線放送、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。
- (3) 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は管轄警察署へ通報するものとする。また、それらが発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

4 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

また、避難地配備職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集伝達責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。

危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 避難指示又は警戒区域の設定状況
- (3) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設置状況
- (7) 避難生活の状況
- (8) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- (9) 応急給水状況
- (10) 観光客等の状況

5 情報収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、市行政無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

(1) 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(3) 参集途上の職員による収集

職員は、勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について情報収集を行う。

6 報告及び要請事項の処理

(1) 被害状況の報告

各部・課又は災害対策本部の各部は、災害の発生状況が終息した場合は、具体的な被害状況の調査を開始し、把握した被害状況及び応急措置状況を災害対策本部へ逐次報告するとともに、その状況が判明したときは、資料編「被害状況等報告」等の文書で報告するものとする。

(2) 県に対する報告及び要請

- ① 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により資料編「被害速報（随時）」及び、「確定報告」を県に報告する。
- ② 市災害対策本部等は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について、すみやかに県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 市の災害応急対策実施状況

- ③ 消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請のあった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

(消防庁応急対策室)

	電話	FAX
平日(9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553

- ④ 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。
- ⑤ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに災害対策本部等に対し報告をするものとする。その主なものは次のとおりである。

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 災害応急対策実施状況

7 情報の伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

(1) 県防災行政無線

主として市、県間の情報伝達に用いる。

(2) その他の無線及び有線電話等

防災行政無線、同報無線、地域防災無線、孤立対策用衛星電話、災害応急復旧用無線、防災関係機関所属の無線を利用するほか、アマチュア無線等による非常通信及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

(3) 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

(4) 自主防災組織を通じた連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

(5) 広報車等の活用

(6) 同報無線等の活用

災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときは、同報無線、エフエムぬまづを活用し、住民等に情報の周知徹底を図る。

なお、同報無線及びエフエムぬまづの運用については、資料編「沼津市防災行政無線同報局通信基準」及び緊急情報放送に関する協定書による。

(7) 無線通信の利用

災害の発生により有線通信回線の利用ができなくなった場合、防災行政無線、地域防災無線をはじめ、防災関係各機関の無線通信を最大限に活用し通信連絡体制の確立を図る。

(8) 電気事業者

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(9) 電気通信事業者

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

8 災害の被害等の情報収集及び伝達

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的な災害である場合には、当面<第30節 突発的災害応急対策計画>により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

第5節 災害広報計画

この計画は、災害時における報道機関及び関係各機関との協力体制を定め、住民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、人心の安定を図るとともに、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する住民に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 市

(1) 広報事項

災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- ① 気象、地象、水象に関する情報
- ② 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- ③ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み
- ④ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ⑤ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- ⑥ 人心安定のための住民等に対する呼びかけ
- ⑦ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ⑧ その他社会秩序保持のための必要事項

(2) 広報実施方法

- ① 同報無線、市用防災行政無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFM、広報車、インターネット（市の公式ホームページ、Twitter）等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- ② 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。
- ③ 自主防災組織を通じての連絡
- ④ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。

(3) 県に対する広報の要請

県に対し広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

(4) 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、市は被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

2 防災関係機関

(1) 広報事項

広報事項は「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

- ① 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 災害応急対策状況及び復旧見込み

(2) 広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

(1) ラジオ、テレビ

津波警報、知事・市長の放送要請事項、地震情報等、交通機関運行状況

(2) 同報無線、広報車、コミュニティFM、有線放送、CATV

主として、市域内の情報、指示、指導等

(3) インターネット（市の公式ホームページ、Twitter）

主として市域内の情報、指示、指導等、ふじのくに防災情報システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等

(4) 自主防災組織を通じて連絡

主として、災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

(5) サイレン、半鐘

津波警報、火災の発生の通報

第6節 災害救助計画

この計画は、災害救助法に基づく救助及び本市の実施する救助を円滑に行うことを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、資料編「災害救助法適用基準」による。

2 被災世帯の算定基準

被災世帯の算定基準は、資料編「災害救助法適用基準」及び資料編「住家の被害程度の認定基準」による。

3 災害救助法の手続き

(1) 市の報告

市は、本市の区域内に災害が発生したときは、災害対策基本法に基づき速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。

(2) 本市の被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込があるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。

(3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関しては、知事の指揮を受けなければならない。

4 災害救助法事務

(1) 災害に際し、市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

① 避難所の設置及び収容

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するため、市内に避難所を設定する。

② 炊出し、その他による食品の給与

避難所等に収容された者、災害による被害で炊事のできない者等に対して、応急的に、炊出し等による食糧の給与を行う。

③ 飲料水の給与

災害のため現に飲料水を得ることができない者に対し、給水車等による飲料水の給与を行う。

④ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

災害のため日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

⑤ 医療及び助産

災害のため医療機関が混乱し、医療、助産のための途を失った者に対し、応急的に医療、助産を行い、り災者の保護を図る。

なお、医療行為等を受けるための原因は、災害であるか否かは問わない。

⑥ 災害にかかった者の救出

災害のため火災、倒壊家屋の下敷、水中に残される等、現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対し、救出活動を行う。

⑦ 災害にかかった住宅の応急修理

災害のため被害を受けた住家に対し、居住のための必要、最小限の部分を応急的に補修し、居住の安定を図る。

⑧ 学用品の給与

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を入手できない状態にある小学校児童及び中学校生徒に、必要最小限度の学用品を給与する。

⑨ 埋葬

災害の際、死亡し、遺族が混乱のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族が無い場合、遺体の応急的な埋葬を行う。

⑩ 遺体の捜索

災害により現に行方不明であり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の死体を捜索する。

⑪ 遺体の処理

災害の際遺族が混乱のため、死亡した者についての一時保存、消毒、洗浄等の処置ができない場合、実施する。

⑫ 障害物の除去

災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしている場合、これら障害物を除去する。

(2) 災害救助法に基づく実施事項

資料編「災害救助内容の早見表」による。

(3) 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

5 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により、災害救助法に準じて、市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※1（気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） 	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮警報（警報に切り替える可能性が高 	危険な場所から高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

		い旨に言及されているもの) ※2	
警戒レベル4	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (危険) ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる (退避) 等により「屋内安全確保 (垂直避難)」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報 (浸水害)) ※4 ・ (大雨特別警報 (土砂災害)) ※4 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (災害切迫) ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (災害切迫) ・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) (災害切迫) ・高潮氾濫発生情報 ※5 	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</p>

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1について、「早期注意情報 (警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位 (東部、中部など) で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (静岡県) で発表される。大雨に関し

て、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

注10 火山災害は、気象庁が噴火警報・予報に付して発表する噴火警戒レベル及び火山活動状況に応じた避難情報の伝達が必要となるため、避難指示等の内容は、「火山災害対策編」に明記する。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

(ア) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(イ) 市長は、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

なお、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行うものとされている。

(ウ) 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

(エ) 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を発令する。

(オ) 市長による避難の指示ができない場合、又は、市長から要求した場合は、関係法令により次の者が避難の指示を行うことができるとされている。

- ・警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第 61 条）。
- ・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第 94 条）。
- ・水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法 29 条）。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長は、避難指示等の発令に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により警察官、海上保安官又は自衛官は市長の職権を行うことができることとされている。この規定により警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。

また、市が事務の全部及び大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第73条第1項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施するものとされている。

市長、警察官及び海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

- ① 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- ② 県、県警察及び自衛隊は、市が行う救出活動に協力する。
- ③ 市長は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ④ 市は、関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- ⑤ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ⑥ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 市

- ① 平素より救済資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。
- ② 職員を動員し負傷者等を救出する。
- ③ 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- ④ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
- ⑤ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体に協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携を図り、地域での救出活動を行う。
- ④ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。

⑤ 救出活動を行うときは、可能な限り、市、消防機関、警察又は海上保安部等と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(4) 警察

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

(5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導・運営

(1) 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により消防職員、警察官の配置を要請する。

(2) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

① 要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。

(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

② その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 避難地における業務

① 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集

イ 地震等に関する情報の伝達

ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

エ 必要な応急救護

オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

② 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

(5) 避難状況の報告

- ① 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に又は市の区域にある警察を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

避難の勧告又は指示により、避難を行った時は避難の状況等について、次により避難地の市職員に報告する。

ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合直ちに行う。

- (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員、事態）
- (イ) 上記事態に対し、応急にとられた措置
- (ウ) 市長に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。

- (ア) 避難地名
- (イ) 避難者数
- (ウ) 必要な救助、保護の内容
- (エ) 市長に対する要請事項

- ② 市は避難状況について県へ報告する。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、避難所ごとにあらかじめ定められた運営体制等に沿って、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難施設の管理者等の協力を得て必要最小限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。また、避難所の運営にあたっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(1) 避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示が発せられた場合

(イ) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 市、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者は、協力し合い避難所を運営する。

イ 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

ウ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

エ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

カ 避難行動要支援者への配慮

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

ク 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ケ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

コ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

サ 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

シ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

ス 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

セ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

ソ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

タ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

チ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

ツ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

テ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ト 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部署と保健福祉担当部署が連携した感染症対策として必要な措置の実施

ナ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

ニ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

ヌ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な者の社会福祉施設への移送に努める。

ネ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

ノ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

③ 設置場所

ア 市は、応急危険度判定士の協力を得て、あらかじめ避難所等として定めた建築物の被害状況及び安全性を確認する。

イ 市は、避難生活者の人数に応じ次の順位により避難所を設置する。

(ア) 学校、体育館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定した民間の建築物

(ウ) 広域避難地、避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 安全性の確認にあたり、市は「東海地震による被災後の避難地内建築物現況調査に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。

エ 高齢者、障がいのある人等の援助が必要な者等を、状況に応じ、一時的に入所措置を図るため、社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。

オ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

カ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

キ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。

④ 設置期間

市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、県、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組み、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 市長の要請事項

(1) 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）	

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部署と福祉担当部署の連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な意見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設整備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

7 避難所外避難者の把握

- (1) 被災状況により、市の指定する避難所以外に避難した者の状況について、自主防災組織等との連携により情報収集を行い、その状況把握に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所外避難者の状況を踏まえ、正確な情報伝達等に努めるとともに、避難生活に必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供に努める。

8 広域避難、広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (5) 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。
- (6) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所で発生した原子力災害に関する広域避難については、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（県作成）に定めていることから、市は同計画を踏まえ、具体的な避難や受入の方法を定めたうえで、市の安全が確保され、県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民を一時受け入れるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	市が被災した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	被災市町を受け入れる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が広域避難を受け入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・ 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県外への避難	市	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
--------	---	---

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 市

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの受入れ体制や飼育管理等について対策を講じるとともに、広く住民に周知を行う。

(2) 飼い主

- ① 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。
- ② 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- ③ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
- ④ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。

2 放浪動物への対応

(1) 市

- ① 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。
- ② 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- ③ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- ④ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
- ⑤ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(2) 飼い主

- ① 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
- ② 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主

とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

(1) 応急食料の確保計画量

市は、別に定める各品目の必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市

- ① 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
- ② 応急食料の調達先は、原則として資料編「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結した業者等(資料編「応急食料調達予定先一覧表」)とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。
 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由
 - イ 必要な食料の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ 経費負担区分
 - キ その他参考となる事項
- ③ 調達した応急食料の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは<第19節 輸送計画>に基づき措置するものとする。
- ④ 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民等に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め、公平の維持に努める。
- ⑤ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(3) 県

- ① 知事は、市町から応急食料の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努める。
- ② 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実にかつ迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。

(4) 市民及び自主防災組織

- ① 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
 - ② 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。なお、その配分にあたっては避難所外避難者にも配慮する。
 - ③ 自主防災組織は必要により炊出しを行う。
- (5) 農林水産省
県から緊急物資の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。

2 災害救助法に基づく実施基準

災害のため食品給与を必要とするり災者が生じた場合で、災害救助法が適用されたときは、同法の実施基準により実施するものとする。

- (1) 食品給与の対象者
 - ① 避難所に避難した者
 - ② 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
 - ③ 旅館の宿泊人、一般家庭への来訪者等
 - ④ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時、縁故先等に避難する者で、食料品をそう失し、持ちあわせがない者
- (2) 対象品目
 - ① 主食
米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食
 - ② 調味料を含む副食

3 応急食料給与の方法

- (1) 実施者
市において炊出し等、食料品の給与を実施する場合、市長は災害対策本部から各現場にそれぞれ責任者を派遣するものとする。責任者は配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じるものとする。
- (2) 食料給与の方法
責任者は応急食品の給与に際して実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。
 - ① 配給品目は米穀、パン又は麺類、インスタント食品等とする。
 - ② 配給数量は1人1日3食とする。
- (3) 炊出し実施場所等
炊出しは避難所内、又はその近くの適当な場所を選び、自主防災組織等の協力により実施する。

4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達斡旋を要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。

第 10 節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのご程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下「物資」という。)及び燃料等を確保するため、市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

(1) 物資の確保計画量

市は別に定める各品目の必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市

- ① 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。
- ② 物資の調達先は、原則としてあらかじめ物資供給協定書を締結した業者（資料編「生活必需品調達予定先一覧表」）とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能、又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。
 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由
 - イ 必要な物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ 経費負担区分
 - キ その他参考となる事項
- ③ 調達した衣料等の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等において措置し、措置できないときは、＜第 19 節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。
- ④ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民等に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め、公平の維持に努める。
- ⑤ 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。
 - ア 必要なLPガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数

(3) 市民及び自主防災組織

- ① 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
- ② 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。なお、その配分に当たっては避難所外避難者にも配慮する。
- ③ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

(4) 日本赤十字社静岡県支部

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用応援物資を被災者のニーズに応じて、すみやかに市を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく実施基準

災害発生に伴い、衣料、生活必需品等の給与又は貸与を必要とする事態が生じた場合で、災害救助法が適用されたときは、同法の基準により、また災害救助法が適用されない場合には、沼津市災害見舞金支給要綱により見舞金の給付を行うものとする。

(1) 衣料・生活必需品等の給与又は貸与の対象者

- ① 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水のもの
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な家財をそう失し、日常生活に著しい支障をきたした者

(2) 対象品目

- ① 寝具 毛布、布団等
- ② 外衣 洋服、婦人服、子供服等
- ③ 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- ④ 身の回り品 タオル、靴下、運動靴等
- ⑤ 炊事道具 炊飯器具、鍋、包丁、ガス器具、バケツ等
- ⑥ 食器 茶わん、皿、はし等
- ⑦ 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき等
- ⑧ 光熱材料 マッチ、ローソク、LPガス、薪等

3 衣料・生活必需品・その他の物資給与の方法

(1) 実施者

衣料、生活必需品等の給与を実施する場合、市長は災害対策本部産業・観光班長を責任者とし、あわせて災害対策本部から現場責任者を派遣するものとする。

(2) 給与の方法

責任者は衣料品、生活必需品等の給与に際し、県から指示された物資配分計画表に基づき、また市において調達した分については物資配分計画表を作成し実施するものとする。

(3) 対象者その他

災害救助法の衣料等、給与の実施基準によるものとする。

4 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災市町からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数に応じて食料等の物資を調達し、被災市町へ輸送することを検討する。

県は、要請によらない場合も被災市町へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

第11節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることが出来ない者に対し、必要最小限度の飲料水の供給を確保することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

(1) 市

① 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 その際、高齢者等又は傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。

② 水道部災害対策本部の設置

地震発生後、災害対策本部の下部組織として水道部内に水道部災害対策本部（以下水道部対策本部という。）を設置する。資料編「水道部災害対策本部組織表」

水道部対策本部に次の班を設け、班長は被害状況等を速やかに水道部対策本部長に報告する。
 水道部対策本部長はこの旨を災害対策本部へ報告する。

ア 給水班 資料編「水道部災害対策本部事務分掌」

イ 復旧班 ”

③ 応急給水対策

ア 給水実施計画の作成

市は、給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。

(ア) 給水を必要とする地域及び人員

(イ) 搬送方法容器等の有無

(ウ) 搬送要領の有無

(エ) 補給水源の状況

(オ) 今後の見通し

イ 原水の確保

応急給水に用いる水は水道水とし、配水池等に貯溜された浄水を取水する。

また、井戸、貯水槽、プール等の水をろ水機で浄化し使用する。この場合は自主防災組織が中心となり活動を行う。資料編「上水道施設一覧表」「耐震貯水槽設置場所一覧表」「ろ水機配置先一覧表」による。

ウ 期間と水量

第1次給水 (混乱期)

第2次給水 (復旧期)

第3次給水 (復興期)

応急給水に要する給水量は、飲料水を得られない者に対し1人1日3ℓを目標とした給水を行うものとし、順次1人1日20ℓを目標に増量する。なお、最終的には水道施設の仮設や応急復旧により1人1日100ℓを目標に給水量の増大を図る。

内容 時系列	期 間	水 量 (ℓ/日)	水量の 用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次給水 (混乱期)	地震発生 から3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用 と併せ水を得られなかつた者に対する応急拠点給水 1日当たり 700 m ³

第2次給水 (復旧期)	4日から 7日まで	3～20	調理、洗面等 最低限の生活 に必要な水量	自主防災組織を中心 とする給水と応急拠点 給水 1日当たり 2,100 m ³ 仮設配管による給水 1日当たり 12,400 m ³
	7日から 1ヶ月まで	20～100	最低限の浴 用、洗濯に必 要な水量	
第3次給水 (復興期)	1ヶ月から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほ ぼ同量	

給水器具別給水能力

種 別	台数及び個数	容量 (ℓ)	往復数	合計 (m ³)	
移動給水車	1	4,000	6	24	
	2	2,000	7	28	
	1	3,000	7	21	
給水タンク	26 アルミ製	1,000	6	156	運搬車配車一覧表 避難地に配備され ており、自主防災 組織が中心となり 活用する。
	1 〃	1,500	6	9	
車載用給水容器	1 ビニール製	1,000	6	6	
ポリタンク	595	20	5	59	
ろ水器	46	2,000	12 時間/日	1,104	
合 計				2,091	

エ 給水区域と取水する水源地及び配水池

給水拠点を11区域設けるものとする。

資料編「給水区域及び給水拠点表」「給水区域及び給水拠点図」「応急給水活動表」

オ 給水場所

応急給水は特別給水地点及び一般給水拠点に対し行う。

給水拠点以外の給水は自主防災組織が中心になり行う

(ア) 特別給水拠点……医療機関、救護所、災害対策実施機関、他に優先して給水する必要がある施設

(イ) 一般給水拠点……避難所

(ウ) 給水順位

第1順位……特別給水拠点

第2順位……一般給水拠点

カ 給水の方法

応急給水活動は、移動給水車、給水タンク車及びポリタンク積載車にて、本部の指示により拠点給水活動を行う。その他、派遣応援隊（自衛隊、派遣応援都市、指定給水工事店等）による応急給水活動を状況に応じ行うものとする。

資料編「応急給水活動表」「給水車両、給水機器一覧表」

④ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- カ その他必要事項

- ⑤ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- ⑥ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

(2) 県

① 協力要請

知事は、市から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。

② 調整要請

知事は、市から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。

③ 指示指導

知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

(3) 市民及び自主防災組織

① 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

② 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

③ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

④ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。なお、その配分にあたっては避難所外避難者にも配慮する。

2 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧に努めるとともに、災害時応援協定等に基づき、沼津市指定給水工事店（資料編「指定給水工事店協同組合 災害対策本部組織」）他、日本水道協会静岡県支部等に対し応援要請を行う。

(1) 目標

水道施設、特に管路の復旧が給水活動を左右するので、1ヶ月以内に1人1日100ℓの各戸給水を目標とした復旧計画とする。

なお、復旧順位は次のとおりとする。

① 送水場、配水池等水道基幹施設

② 管路については、特別給水拠点優先し、順次一般給水拠点の復旧を行う。

(2) 第1次応急復旧対策

地震の発生と同時に現地は著しい混乱が起こるので、復旧作業に当っては、次に示す応援員の受け入れ、技術者及び労務者の配分、各作業の責任者の配置、復旧工事資機材の確保と輸送など全般的な対策を迅速かつ的確に進める。

① 被害状況の調査及び対策

ア 水道部対策本部長は、被害状況について、各班からの報告に基づき災害対策本部へ報告し、その指示により復旧作業を進める。

イ 配水管破損箇所の発見及び通報が入りしだい、漏水による二次災害を防止するため、仕切弁を閉鎖する。

② 復旧班の編成と主務

あらゆる施設の被害が想定される中で早期に仮復旧するため必要に応じ、自衛隊、他県の派遣応援員並びに指定給水工事店協同組合、建設業協会、東部電気工事協同組合の応援を得て、仮復旧作業に取り組み、一刻も早く拠点給水を実施するものとする。

(3) 第2次応急復旧対策

第1次応急復旧工事により共用栓による給水がおおむね完了した時点で、第2次応急復旧工事を施工して各戸給水を行うものとする。

① 給水管の復旧

被害を受けた給水管の復旧は、指定給水工事店が施工するものとする。

資料編「指定給水工事店連絡班編成表」

② 給水装置の費用負担区分

給水管の復旧の場合、公道分については、市負担とし、敷地内については施主負担とする。

なお、使用材料、施工方法については、沼津市給水装置工事施工指針に準ずる。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁もしくは都道府県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、〈第7節 避難救出計画〉の「8広域避難、広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
市民	市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

災害のため応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を必要とする事態が生じた場合であって、災害救助法が適用されたときは、同法の実施基準により実施し、災害救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて市が実施する。

(3) 住宅のあっせん

災害のため住家をそう失した者であって、自らの力では住宅を確保することができない者については、必要に応じ住宅のあっせんを行うものとする。

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

体制の整備	<p>応急住宅対策に関する体制を整備する。 住宅の仮設及び応急修理の施行は、土木・建設部及び水道部が担当する。 資料編「地震発生から入居までの処理体系図」</p>	
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行は原則として工事請負により行うものとする。 ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 ・仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との貸借契約締結後、工事に着手するものとする。
	賃貸型応急住宅の借上げ	<p>借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</p>
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。 	
入居対象者	<p>住宅が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</p>	
応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を市が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者及び都市の復興に係る建築制限を受けた者のうちから認定し入居させる。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。 ・住宅の仮設及び修理対象者の選考は、市民部が担当する。 ・選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置することができる。委員はその都度市長が任命するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・選考に当たっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を聞く等、公平な選考に努めるものとする。 <p>・選考基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活保護法の被保護及び要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯 エ 特定の資産のない老人、病弱者、障がい者 オ 特定の資産のない勤労者 カ 特定の資産のない小企業者 キ 前各号に準ずる経済的弱者 	
市営住宅等の一時入居	<p>市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</p>	
応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。 	

住宅の応急修理	<p>災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分の応急修理費用を支援する。</p>					
<p>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築資材の調達については、原則として物資調達協定書を締結した建築資材調達予定先業者等（資料編「建築資材調達予定先一覧表」）から調達するものとする。 ・技術者、労務者等の動員については、資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成表」により行う。 ・建設用重機の借上げは、資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成表」及び資料編「市内建設機械保有（リース）業者」により措置するものとする。 ・調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。 ・市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。 <table border="1" data-bbox="470 875 1428 1317"> <tr> <td data-bbox="470 875 774 1093"> <p>応急仮設住宅の場合</p> </td> <td data-bbox="774 875 1428 1093"> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失） イ 設置を必要とする住宅の戸数 ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1093 774 1317"> <p>住宅応急修理の場合</p> </td> <td data-bbox="774 1093 1428 1317"> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（半焼、半壊） イ 修理を必要とする住宅の戸数 ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。 		<p>応急仮設住宅の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失） イ 設置を必要とする住宅の戸数 ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 	<p>住宅応急修理の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（半焼、半壊） イ 修理を必要とする住宅の戸数 ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項
<p>応急仮設住宅の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失） イ 設置を必要とする住宅の戸数 ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 					
<p>住宅応急修理の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害世帯数（半焼、半壊） イ 修理を必要とする住宅の戸数 ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量 エ 派遣を必要とする建築業者及び人数 オ 連絡責任者 カ その他参考となる事項 					
<p>住居等に流入した土石等障害物の除去</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無 					

4 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び制度融資の利用等についての相談に応ずる。市長は、この事務について、市職員のみによって対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

5 県の実施事項

- (1) 建設資材及び建設業者等の調達あっせん
- (2) 輸送方法
 - ① 調達あっせんによる資材の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。
 - ② 輸送が当該物資発注先の業者において措置できない場合は、〈第 19 節 輸送計画〉に基づき措置するものとする。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。また、応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

第 13 節 医療助産計画

この計画は、災害により、医療機関が混乱し医療・助産の途を失った者に対し、市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市は、市内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

- (2) 県はあらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。
- (3) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム受入による治療を実施する。
- (4) 県は、災害拠点病院及び市の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。（詳細は医療救護計画による。）
- (5) 市は、南海トラフ大地震等の被害想定を勘案して、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (6) 医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じて重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、医療チームの派遣等を行うものとする。
- (8) 特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (9) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設 置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。 （資料編「救護所開設予定場所一覧表」）
	活 動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設 置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。 （資料編「救護病院一覧表」、「準救護病院等一覧表」）
	活 動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設 置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。

活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
----	--

3 実施主体と実施内容

(1) 市

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- ① 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- ② 傷病者を必要に応じ、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- ③ 傷病者の受入れに当たっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況等の把握につとめ、必要な調整を行う。
- ④ 救護所、救護病院等の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- ⑤ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんに要請する。
- ⑥ 市長は、救護病院において、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県等に派遣を要請する。
 - ア 必要な救護班数
 - イ 救護班の派遣場所
 - ウ その他必要事項
- ⑦ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

- ① 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- ② 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

(3) 県

あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- ① 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣
- ② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん
- ③ 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん
- ④ 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣要請
- ⑤ 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
- ⑥ 災害拠点病院に対する重症患者の受入れ等の要請
- ⑦ 重症患者の広域医療搬送

4 実施基準

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする者で、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産を受ける対象者

- ① 災害のため助産の途を失った者
- ② 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者
- ③ 出産のみならず、死産、流産を含み、現に助産を要する状態にある者
- ④ 被災者であると否とを問わない
- ⑤ 本人の経済的能力の如何を問わない

(3) 医療助産の範囲

医 療	助 産
1 診 察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護	1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

5 実施方法

災害時の医療活動は、沼津医師会、東部保健所をはじめ、医療関係団体の指導、協力を得て実施するものとする。

(1) 医療機関団体

災害が発生した場合、医療関係団体と密接な連携を図り、医療の万全を期するものとする。なお、医療機関は、資料編「病院一覧表」、「診療所一覧表」のとおりである。

(2) 医療の方法

医療助産は、原則として資料編「医療救護計画」に基づき実施する。

① 救護所の設置

沼津医師会等の協力を得て、地区センター等に救護所を設置し、地域住民等の医療救護活動を行うものとする。なお、救護所の設置場所は、資料編「救護所開設予定場所一覧表」のとおりである。

② 救護病院の設置

救護所での処置が困難と認められる負傷者は、救護病院へ搬送し、医療救護活動を行うものとする。

なお救護病院の設置場所は、資料編「救護病院一覧表」のとおりである。

③ 準救護病院の設置

救護病院はあるが病床に不足が生ずる場合、又は市長が必要と認めたときは、負傷者を収容するための準救護病院を設置する。なお、準救護病院の設置場所は、資料編「準救護病院等一覧表」のとおりである。

④ 医療チームの編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合で、必要と認めるときは、沼津医師会の協力を得て、医療チームを編成し、医療救護活動を行うものとする。

医療チームは、おおむね医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業務調整員1名の5名1チームをもって編成するものとする。

(3) 医療品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を確保しておくものとする。

医薬品等の調達については、資料編「医薬品等調達予定一覧表」による業者等から調達するものとする。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。また臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症の発生を未然に防止することを目的とする。

1 市の実施事項

市長は知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自に実施できない場合は、県に応援の要請を行うこととする。

- (1) 病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除
- (3) 病原体に汚染された物件の消毒等
- (4) 生活用水の供給
- (5) 浸水地域の防疫活動の実施
- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- (7) 臨時予防接種の実施

2 実施方法

(1) 防疫班の編成及び能力

防疫班は、職員5名を以て1班とし、災害の状況によっては数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。編成の基準は、資料編「防疫班編成基準表」による。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

- ① 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- ② 避難所
- ③ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

- ① 床下、庭——逆性石鹼等散布

逆性石鹼等は、被災地の自治会に一括して配送し、各家庭への配布方を依頼する。

② 汚染した家屋——逆性石鹼等での払拭

逆性石鹼等は、被災地の自治会に一括して配送し、各家庭への配布方を依頼する。

③ 汚染した溝、水溜——逆性石鹼等散布

④ 汚染した井戸——次亜塩素酸ソーダ点滴

⑤ その他適宜必要な措置

(4) 消毒機器及び薬品

① 消毒機器

消毒体制及び消毒機器は、資料編「消毒体制及び消毒機器」によるが、不足する場合は、各自治会等が所有している消毒用機器を活用するものとする。

② 消毒薬品

消毒薬品の調達は、資料編「消毒薬品等取扱店一覧表」による業者と、物資供給協定を締結し、調達するものとする。

(5) 配車

配車については<第 19 節 輸送計画>に基づき、各班に概ね小型車 1 台を配置し、薬剤の補給、人員、機械の輸送を迅速に行い、消毒能力の向上を図るものとする。

3 市長の要請事項

市長は市において実施が困難な場合には、次により県に要請するものとする。

(1) 防疫薬品の種類及び数量

(2) 防疫を必要とする世帯数

(3) その他必要事項

4 県の実施事項

(1) 県は、次の事項を行う。

① 健康診断の実施

② 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施

③ 市に対する病原体に汚染された場所の消毒の指示

④ 市に対するねずみ族・昆虫の駆除の指示

⑤ 市に対する病原体に汚染された物件の消毒等の指示

⑥ 生活用水の供給の制限又は禁止の命令

⑦ 防疫薬品及び資機材の供給の調整

(2) 実施期間

災害の状況に応じて、その都度決定する。

5 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

6 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

7 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第 15 節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の廃棄物の収集・処理を実施し、環境衛生の万全を期することを目的とする。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「沼津市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「沼津市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

- (1) 市
 - ① 下水道普及地域においては、被害状況が把握できるまでの間、水洗便所を使用せず、仮設便所等の利用で処理するよう広報する。
 - ② 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、協定締結先や関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
 - ③ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。
 - ア 処理対象物名及び数量
 - イ 処理対象戸数
 - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否
 - エ 実施期間
 - オ その他必要事項
 - ④ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
 - ⑤ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
 - ⑥ し尿は、広域避難地、並びに被災者収容施設を優先して処理するものとし、既存の便所で足りない箇所については、避難人員に応じた仮設便所を設置する。
 - ⑦ 水洗化地域、あるいは浄化槽の設置世帯においても、下水道管の破損、上水道の供給不能、浄化槽の破損等による被害も考慮し、公園その他の空地を利用し、仮設便所を可能な限り設置する。

- ⑧ し尿の汲取については、輸送網の確保が問題となるが、被害状況に応じた輸送路を確保するよう連絡体制を整備し、収集車両を出動させて応急処理に当たる。
 - ⑨ し尿の終末処理については、衛生プラントで行うことを原則とするが、必要に応じ臨時貯溜施設の設置等の処理を行うものとする。
 - ⑩ 市内のごみ及びし尿処理施設は、資料編「ごみ処理施設」及び「し尿処理施設一覧表」のとおりである。市内のし尿処理業者は、資料編「し尿処理業者一覧表」のとおりである。
- (2) 市民及び自主防災組織
- ① 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。
 - ② 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

(1) 市

- ① 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- ② 収集体制を住民に広報する。
- ③ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。
 - ア 処理対象物名及び数量
 - イ 処理対象戸数
 - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否
 - エ 実施期間
 - オ その他必要事項
- ④ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- ⑤ 処理活動が実施できるようマニュアルに従って体制を整備するものとする。
- ⑥ ごみ、その他の廃棄物の収集に当たっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。
- ⑦ 処理は必要に応じ埋立、焼却など環境衛生上支障のない方法で処理するものとするが、別に定める集積場所と、収集体制により廃棄物を運搬する。
- ⑧ 被災地から排出された廃棄物のうち、可燃物は清掃プラントで焼却処分することを原則とするが、排出量が処理能力を超えた場合は、不燃物との分別を可能な限り行い、一時保管するものとし、分別の困難な場合は埋立処理等について検討するものとする。
- ⑨ ごみ収集車両については、市保有運搬車両にて行うが、状況に応じ協定締結先保有車両等の応援を要する。

資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成表及び出動可能人員・機械一覧表」
- ⑩ 死亡した動物の収集の必要が生じた場合は、特別に班編成する。

(2) 自主防災組織

- ① 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
- ② 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(3) 市民

- ① ごみの分別、搬出については市の指導に従う。
- ② 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

(1) 市

① 災害廃棄物処理対策組織の設置

市は、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

② 情報の収集

市の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

ア 家屋の被害棟数等の被災状況

イ ごみ処理施設等の被災状況

ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況

エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計

オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

③ 実行計画の策定

「沼津市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

④ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

⑤ 仮置場、仮設処理場の確保及び運営管理

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保するとともに、既に開設している仮置場について適正に運営管理を行う。

⑥ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

⑦ 関係団体への協力依頼

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、災害協定締結先などの関係機関へ協力を要請する。

⑧ 災害廃棄物の処理の実施

県が示す処理方針及び、市が事前に算定した災害廃棄物発生想定量に基づき被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

⑨ 損壊家屋の撤去

関係課と連携し、損壊家屋の撤去事務手続きを実施する。

(3) 企業

① 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

② 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(4) 市民

① 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。

② 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 応急措置

清掃プラント及び衛生プラントの被害状況によっては、応急処理が不可能な場合もあり、この場合は災害用埋立場において、ごみ、し尿とも埋立処理を実施する。

実施するに当たっては、消毒薬品等を散布して環境衛生上支障ないよう処理しなければならない。

(1) 各施設の応急措置

個々の設備の被害及び施設全体として機能上の問題を調査し応急復旧措置の資料とする。

① 清掃プラント

炉本体、電気、機械設備を主体に点検を行い、被害状況を調査し、試運転を実施し、総体的な機能を判断する。

ア 調査箇所

- ・炉本体設備（レンガ積、ケーシング、キャスター他）
- ・通風設備（ダクト他）
- ・他設備（日常点検表による）
- ・被害の状況により関連する設備及び周囲の状況

② 衛生プラント

処理系統（主処理設備等）を主体に電気、配管機械設備の点検を行い、試運転を中心として機能を判断する。

ア 調査箇所

- ・処理槽（外壁、内壁他）
- ・配管設備（継手、バルブ類、サポート類他）
- ・電気設備（絶縁関係他）
- ・機械設備（芯ズレ他）
- ・被害の状況により周囲の状況

③ 埋立場

地盤の変化、地下水の状況等を中心に調査し、埋立場としての機能を判断する。

ア 調査箇所

- ・地盤（沈下、陥没、隆起等）
- ・地下水（水位、にごり他）
- ・周囲の築堤の状況

イ 調査上の留意事項

被害調査は、被害発生後できるだけ速やかに実施するため次の点に留意して行う。

- ・崩壊等の危険のある箇所（炉内、槽内等）の調査にあたっては、外部より行い、やむを得ず立ち入る場合は十分安全を確認したうえで行う。
- ・調査にあたっては、必ず複数の人員で行う。
- ・周囲の状況に注意し、二次災害防止に努める。
- ・調査結果は記録し、スケッチ、写真等により状況の正確な把握をする。
- ・調査完了後又は調査困難な場合には、ただちに統括係に報告する。

(2) 応急復旧措置

被害調査結果に基づき、市職員により応急復旧措置を実施すると同時にメーカーの応援を求め等、効果的な方法により施設として機能の回復を図る。

(3) 県の実施事項

- ① 沼津市区域内において処理が困難な塵芥及びし尿の処理場のあっせん
- ② 清掃用運搬機材(市又は清掃事業者)のあっせん
- ③ 死亡獣畜処理場のあっせん
- ④ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらずこれらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になり、すでに死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対し、市が行う実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

(1) 遺体搜索及び措置、埋葬の実施基準

① 遺体搜索対象者

行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡しているものと推定される者

② 遺体の措置内容

ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置

- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案
- エ 遺体の身元確認

③ 埋葬対象者

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 市

① 遺体の捜索

遺体の捜索は、警察と密接な連携を図りながら、消防団員、自衛隊、地元関係者等の協力を得て行うものとする。

市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

② 遺体収容施設

ア 設置

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

イ 活動

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- (ア) 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- (イ) 遺体の検案及び検死並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- (ウ) 被災現場、救護所、救護病院、準救護病院、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
- (エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- (オ) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

③ 遺体の措置

市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な措置（洗浄、縫合、消毒、一次保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

④ 埋火葬

遺体の火葬は、市営斎場で行うことを原則とする。市営斎場の処理能力等は、資料編「遺体の火葬施設一覧表」による。

⑤ 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

⑥ 県への要請

市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。

- ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数
- イ 捜索が必要な地域
- ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否
- エ 必要な輸送車両の台数
- オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

(3) 県

市長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。

- ① 知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。
- ② 知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。
- ③ 知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。
- ④ 知事は、火葬要員のあっせんを行う。
- ⑤ 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。

(4) 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

3 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運び込まれ日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 実施事項

障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者。

2 市の実施事項

(1) 障害物除去要員の動員派遣

人力による除去が困難な場合は、建設事業者等に対し、技術者、労務者、資材、重機等の現状の確認、報告を求め、工作作業隊の編成、出動を要請する。

被害の状況に応じて、自衛隊、関係機関等の応援を要求するものとする。

(2) 除去車両の調達

＜第 19 節 輸送計画＞により措置するものとする。

(3) 作業用機械器具の調達

資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表」により措置するものとする。

(4) 集積場所

障害物の集積場所は、住民等の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するように措置するものとする。

3 市長の要請事項

市長は市において作業員等の措置が不可能又は困難な場合、次の事項により県へ要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上、浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

4 県の実施事項

- (1) 障害物除去要員の動員派遣
要員は県職員、自衛隊、消防団等を対象とする。
- (2) 機械器具の調達あっせん
県有機械器具、市有機械器具その他
- (3) 建設業者の協力依頼（従事命令を含む）
協定等に基づく人員・資機材

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 18 節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について実施する事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

1 市

(1) 市民に対する呼びかけ

市長は流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

(2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり調査及び対策を講じるものとする。

- ① 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
- ② 特定物資の報告徴取、立入検査等
 - ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。
 - イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。
- (3) 県に対する要請
市長は、社会秩序を維持するため、必要と認めたときは県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

2 警察

- (1) 関係機関に対する協力
地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。
- (2) 不法事態に対する措置
駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所要の警備力を集中し事態の收拾を図る。
- (3) 地域安全情報の伝達
必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。
- (4) 銃砲、刀剣類に対する措置
銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。
- (5) その他の活動
 - ① 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り
 - ② 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供
 - ③ その他社会秩序維持・民生安定化にかかる必要な措置
 - ④ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第 19 節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資等の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、緊急輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 基本方針

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則にする。
- (3) 市内で輸送手段等の調達ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

2 緊急輸送の方法

輸送の方法、輸送物資の種類、緊急度及び現地の交通施設の被災状況などを検討し、次の種別のうち最も適切な輸送方法を選定する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車など、自動車による輸送
- (2) 鉄道、軌道などによる輸送
- (3) 船舶、船艇などによる輸送
- (4) 航空機による輸送

3 緊急輸送の対象

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
- (4) り災者を受入れるため必要な資機材
- (5) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (6) その他市長が認めるもの

4 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成にあたっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

① 輸送路の確保

ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。

ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。

② 自動車による輸送

ア 緊急輸送は、自衛隊、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。

(ア) 市が所有する車両（資料編「緊急輸送車両一覧表」）

(イ) 自衛隊の車両

(ウ) 公共的団体が所有する車両

(エ) 運送業者等の車両

(オ) その他の自家用車

イ 市長は市内において輸送手段の調達ができない場合又は市外から輸送を行う必要がある

ときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

ウ 市有自動車の集中管理及びその他の自動車の確保は管財班が担当する。

エ 災害対策本部の各部・班は、緊急輸送用の自動車を必要とするときは、次の輸送条件を明示して、管財班に依頼するものとする。

(ア) 輸送区間又は借上げ期間

(イ) 輸送量又は車両台数

(ウ) 集合場所及び日時

(エ) その他必要な事項

オ 市内で自動車の確保が困難な場合、又は輸送の都合上、他の市町より調達することが適当と認められるときは、県及び他の市町に協力を要請するものとする。

③ 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保したときは、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社等の協力を得て、鉄道輸送を行う。

④ 広域物資輸送拠点等及び要員の確保

ア 市の広域物資輸送拠点等は別に定める。

イ 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資輸送拠点等に市職員を派遣する。

(2) 海上輸送体制

鉄道、道路などの施設が被災し、陸上輸送が不可能であり、かつ、大量の物資資材の輸送を必要とするときは、関係団体及び所有会社の協力を得て（資料編「緊急輸送船舶一覧表」）、船舶・船艇の調達をするものとし、市で対応できない場合は県に要請するものとする。

また洪水による被災地域が広大となり、救援物資の輸送に船艇を必要とする場合も同様とする。

① 輸送路の確保

ア 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。

ウ 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

② 輸送手段の確保

緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、市長は必要に応じ県及び他市町村に対し協力を要請する。

ア 県有船舶

イ 海上自衛隊の艦艇

ウ 海上保安庁の船艇

エ その他官公庁船

オ 民間船舶及び漁船

③ 緊急物資集積場所及び要員の確保

ア 港湾及び漁港の管理者は、港湾、漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。

イ 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に市職員を派遣する。

(3) 航空輸送体制

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は知事に対し、自衛隊、海上保安庁による空輸について、災害派遣要求を行うものとする。

① 輸送施設の確保

- ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- イ 市は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県災害対策本部に報告する。
- ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

② 輸送の手段

緊急輸送は、自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。

- ア 自衛隊等の航空機
- イ 県及び県警察等のヘリコプター
- ウ 赤十字飛行隊及び民間の航空機

③ 緊急物資集積場所及び要員の確保

市は、緊急物資集積場所を確保するとともに必要に応じ連絡調整にあたるため、市職員を派遣する。

(4) 緊急輸送のための燃料確保対策

- ① 市有車両、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
- ② 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

(5) 輸送の調整等

- ① 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。
 - 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

5 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

6 災害救助法に基づく緊急輸送の範囲

- (1) 被災者の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

第20節 交通応急対策計画

この計画は、被災者及び緊急物資等の輸送を円滑に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制の実施、道路・橋梁の応急復旧を実施し、応急作業の効率化を図るとともに交通対策の万全を期することを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ① 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ② 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- ③ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- ④ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

- ① 緊急地震速報を聞いたとき
 - ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
 - イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
 - ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
- ② 地震等が発生したとき
 - ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
 - イ 避難のために車両を使用しないこと。
 - ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、同法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という。）においても、同様とする。
 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - あ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - い 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないと

きは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁、緊急輸送路港湾及び漁港等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。なお、市内の緊急輸送路は、資料編「緊急輸送路一覧表」並びに資料編「緊急輸送路図」及び「緊急輸送路図（戸田地区）」のとおりである。

(4) 災害時における通行の禁止又は制限

① 通行の禁止又は制限

ア 道路管理者は破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。

ウ 道路管理者は通行禁止及び制限を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに沼津警察署長へ通知するものとする。

エ 備考



- 1 色彩は文字：緑、線及び区分の青色、斜めの帯わくを赤色、地を白とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

② 災害時における交通の規制等

公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。また県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

市は、災害対策基本法第76条に基づき、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)において、災害対策用緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は次の要領により、必要な手続きを行い、円滑な運用を図るものとする。

ア 緊急通行車両確認申請

緊急通行車両確認申請に必要な事項を記入のうえ、県又は公安委員会に申請する。

イ 緊急通行車両確認証明書及び証票の交付

- (ア) 災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両については、「緊急通行車両」として、知事、公安委員会(警察署)が「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。
- (イ) 交付を受けた証明書は、当該車両の運行期間中、運行責任者が常に携帯するものとする。
- (ウ) 交付を受けた証票は、当該車両の運転席反対面の見やすい箇所に掲示するものとする。
- (エ) 標章



備考

- 1 文字及び円の記号の色彩は赤色、他の色彩は白色とする。
- 2 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(5) 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港関係者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定」に基づく民間業者等が車両の移動等を行うものとする。

(6) 障害物除去

① 道路交通確保の措置

避難路及び緊急輸送路に指定された道路が、安全かつ迅速に利用できるよう障害物の除去を行う。

ただし、地形、道路形態、地震発生時期、被害の状況等による開通の時期は、異なる場合があるも努力目標としては、避難路の確保は数時間程度を目標とし、第1次緊急輸送路は3日程度、第2次緊急輸送路は7日程度、第3次緊急輸送路は1ヶ月程度で1車線開通を図る。

ア 除去区域

- (ア) 避難地から広域避難地に至るまでの幹線避難路
- (イ) 緊急輸送路に指定された道路

イ 除去する物件

- (ア) 既に落下、倒壊をしている物件の排除
- (イ) 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等の除去
- (ウ) 沿道にある構築物等で落下、倒壊の恐れのある物件の除去

ウ 体制

- (ア) 道路の啓開は落下、倒壊物により道路の遮断が予想されるので、原則的に機械類で除去する。
- (イ) 道路の啓開は、市からの指示、要請に従い、自治会、自主防災組織、「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定」に基づく民間業者等が除去活動を行う。
- (ウ) 指示、要請に当たる職員は、災害対策本部、県災害対策支部と連絡を密にとり、十分な情報判断に基づいて行う。
- (エ) 地震災害発生後、まず第一に避難路の啓開を優先的に行い、数時間を目標に道路機能の早期回復を図り、順次、緊急輸送路の復旧につとめ、その後、一般道路の啓開に当たるものとする。
- (オ) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に、著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

なお、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (カ) 上記の場合において、警察官が現場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。また、「自衛隊法」第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (キ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため上記に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 役割

- (ア) 市
 - 道路パトロールを実施し、災害対策本部からの情報、命令の伝達、作業の指示に当る。
- (イ) 道路管理者
 - あ 被害状況を正確に把握し、総合的な交通対策をたて、交通路の確保に努める。
 - い 県公安委員会と協議し、交通規制及び広報活動を実施し、円滑な交通の確保と交通の安全に努める。
 - う あらかじめ各路線別に設定した担当区間により、工作作業隊が作業を行う。
- (ウ) 警察
 - あ 緊急輸送路及び避難路内への車両の流入の規制を行う。
 - い 緊急輸送路及び避難路から一般道路への誘導をする。
- (エ) 自主防災組織等
 - 主として人的作業により、軽微な障害物の除去を行う。
- (オ) 「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定」に基づく民間業者等は、市からの指示、要請により、障害物の除去を行う。

(カ) 自衛隊

県からの要請に基づき支援を行う。

オ 除去障害物の処分

(ア) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

(イ) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

カ 緊急輸送車輛の確認等

(ア) 緊急輸送車輛の確認は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(イ) 緊急通行車輛の確認事務手続き

あ 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。

い 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車輛については、事前に必要事項の届出をすることができる。

事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時に交付した標章及び緊急通行車輛確認証明書は、地震災害発生後においては、災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項の規定による緊急標章及び緊急通行車輛確認証明書とみなす。

(7) 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

(8) 道路の応急復旧

① 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

② 他の道路管理者に対する通報

市長は市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請するものとする。

③ 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、緊急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとする。

④ 市長は、管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合は、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

(9) 仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

道路が損壊し、他の交通の方法がなくかつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は県と協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。

(10) ヘリポートの設定

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努めるものとする。

また実施に際しては県、自衛隊等と緊密な連携を図るものとする。なお、ヘリポートは学校の校庭等を使用するものとし、設定基準及び設定方法、設定予定場所は、資料編「ヘリポート設置予定場所」による。

道路が損壊し他に交通の方法がなくなった場合は、ヘリコプターにより必要最小限度の輸送を確保するものとする。

2 海上交通の確保

(1) 情報の収集

市長は、港湾施設、漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報の収集を行い県に報告する。

(2) 港湾施設等の応急措置

市長又は港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

(3) 海上保安庁等に対する派遣要請

市長又は港湾及び漁港の管理者は、油の流出による火災の鎮圧、水路航路の確保の措置の実施等海上交通の確保のため必要な措置の実施について知事に対し海上自衛隊又は海上保安庁等の派遣を要請するものとする。

3 経費負担区分

(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

(2) 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が区域内の他の管理者に属する道路を緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合、市長は、その経費の一部を一時繰替支弁をすることができるものとする。

(3) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度県と協議し、その負担区分を定めるものとする。

(4) ヘリポートに使用した用地等の損失補償

ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議し、負担額を定めるものとする。

4 交通マネジメント

(1) 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下「検討会」という。）を組織する。

(2) 市が必要と認めたときは、県に対し検討会の開催を要請することができる。

第21節 応急教育計画

この計画は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設・設備が、災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策と、文化財及び社会教育実施に対する応急対策を明らかにすることを目的とする。

1 基本方針

- (1) 学校は、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等を、災害応急対策及び応急教育に係る指針として、対策等の円滑な実施を図るため、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して、災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。なお、私立学校においても、この指針に準じた対策等を実施する。
- (2) 市長及び教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保が困難な場合は、県に対し必要な措置を講ずるよう要請する。
- (3) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救護活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

(1) 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、児童・生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

- ① 学校の防災組織と教職員の任務
- ② 教職員動員計画
- ③ 情報連絡活動
- ④ 児童・生徒等の安全確保のための措置
- ⑤ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

① 被災状況の把握

児童・生徒及び教職員の被災状況並びに学校の施設、設備等の被害状況を把握する。

② 施設・設備等の確保

学校の施設、設備等の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

③ 教育再開の決定・連絡

児童・生徒等及び教職員の状況並びに学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、児童・生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全確保に努める。

④ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、児童・生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

⑤ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

⑥ 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

⑦ 児童・生徒等の心のケア

児童・生徒等が、災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、児童・生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、児童・生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 実施事項

(1) 応急教育の実施

施設の被災状況を把握するとともに、状況により、特別教室、地域内の公共施設等を活用し、応急教育を実施する。なお、市立学校以外の応急教育はそれぞれの設置者が実施する。

(2) 教職員の確保

教職員の被災状況を把握し、応急教育活動に支障があると認めるときは、県に対し、教職員の応援派遣を要請する。

(3) 学用品の給与を受ける者及び確保

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）に対し、学用品を給与する。ただし、市立学校以外の児童・生徒の学用品については、市は出来る限りその確保に努めるものとする。

(4) 学用品給与の方法

- ① 校長、教育委員会等の協力を得て、給与が必要な児童・生徒の数を学年別に把握する。
- ② 学年別に配分計画表を作成し、必要量に限って調達する。学用品調達先業者は、資料編「学用品調達先予定一覧表」のとおりである。
- ③ 学校は、資料編「保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校一覧表」のとおりである。
- ④ 児童・生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

4 県への要請事項

市長及び教育委員会は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項を県へ要請するものとする。

- (1) 応急教育施設のあっせん及び確保
- (2) 集団移動による応急教育の施設のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導
- (4) 教育施設の復旧指導
- (5) 教職員の派遣充当
- (6) 学校給食に必要な食糧等の調達あっせん

5 文化財の応急対策

資料編「文化財一覧表」による文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ、災害に対する措置を講じておくものとする。

市長は、管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助を行い、文化財の保全に努めるものとする。

6 社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。

第 22 節 社会福祉計画

市は、被災者に対し生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本計画

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、すみやかに必要な体制を整備する。
- (2) 市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 市は、すみやかに各分野の職員をもって生活相談所を開設する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
 - ① り災社会福祉施設の応急復旧
 - ② り災社会福祉施設の入所等の一時保護のあつせん
 - ③ 臨時保育所の開設及び職員のあつせん
- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) り災者の生活相談
 - ① 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
 - ② 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ③ 協力機関 沼津市社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部沼津市地区、静岡県、静岡県社会福祉協議会、その他関係機関
- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ① 実施機関 静岡県社会福祉協議会、沼津市社会福祉協議会
 - ② 協力機関 県、市、民生委員・児童委員
 - ③ 貸付対象 り災低所得世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
 - ④ 貸付額 資料編「生活福祉資金貸付条件等一覧表」による。
- (5) り災母子世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付け

- ① 実施機関 県（東部健康福祉センター）
 - ② 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員
 - ③ 貸付対象 り災母子父子世帯・寡婦（災害により母子父子世帯・寡婦となった者を含む。）
 - ④ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条に規定する額（資料編「母子父子寡婦福祉資金一覧表」）
- (6) り災身体障がい児者に対する補装具の交付等
- ① 実施機関
 - ア 児童 県、市
 - イ 18歳以上 市
 - ② 協力機関
 - ア 児童 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
 - イ 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
 - ③ 対象 り災身体障がい児者
 - ④ 交付等の内容
 - ア 災害により補装具を亡失し、又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付
 - イ 災害により負傷又は疾病にかかった身体障がい児者への更生(育成)医療の給付
 - ウ り災身体障がい児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
- ① 実施機関 市
 - ② 支給及び貸付対象
 - ア 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
 - イ 災害援護資金 り災世帯主
 - ウ 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
 - ③ 支給及び貸付額

資料編「沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところによる。
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
- ① 実施機関 県
 - ② 協力機関 市
 - ③ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - ④ 支給額 被災者生活再建支援法第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
- ① 実施機関 県、市
 - ② 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部（沼津市地区）、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
 - ③ 対象 災害の程度を考慮してその都度関係機関で募集委員会を設け協議決定
 - ④ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定
- (10) 義援品の受入れ
- ① 実施機関 県、市
 - ② 協力機関 報道機関、その他の関係機関
 - ③ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。
- (11) 市民相談センター
- ① 市民相談センターは、被災者の緊急的な相談に応じる。

- ② 市民相談センターは、関係機関と調整して、各種相談業務を行うための体制を整備する。
- ③ 市長は、被災者支援のため、必要があると認めるときは、国、県、防災関係機関等に対し、相談員等の派遣を要請する。

(12) 防災関係機関

- ① 相談窓口への職員派遣など、被災者支援のため、市が行う対策に協力する。

第 23 節 消防計画

各種災害における消防活動を円滑に行い、災害による被害を軽減することを目的とする。

1 消防活動

市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、駿東伊豆消防本部と連携し万全を期するものとする。

なお、地震災害に関しては、その特殊性に着目して同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

2 消防団

消防団の出動体制は、火災等、災害の状況に応じ、火災出動計画表に基づくものとする。

3 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合は、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際に、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が応援市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) その災害が消防本部の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防御するため、応援市町の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合

第 24 節 応援協力計画

この計画は、災害により国(指定地方行政機関)、県及び隣接市町等に応援の協力を要請する場合の必要な事項について定めることを目的とする。

1 要請の実施方法

(1) 応援派遣要請の基準及び方法

- ① 災害に際して、人命又は財産を保護するため応急対策の実施が市において困難な場合
- ② 市長は①の事態が発生したとき直ちに適否を決定し、国(指定地方行政機関の長)、静岡県、隣接市町の長、民間団体等に対して応援派遣の要請をするものとする。
- ③ 派遣要請は下記事項を明確にして要請するものとする。
 - ア 派遣を必要とする理由
 - イ 派遣希望人員、資機材等
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

- エ 派遣を希望する期間
- オ 派遣される者の受入れ体制
- カ その他参考事項

- ④ 応援派遣の要請先は、「支援の要請先（国、県及び隣接市町・相互応援協定締結都市）一覧表」による。
- ⑤ 災害時等の応援要請は、災害時等の相互応援に関する協定による。
- ⑥ 広域航空応援要請は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による。
- ⑦ 静岡県防災ヘリコプター応援要請は、静岡県防災ヘリコプター応援協定による。

(2) 担当業務

- ① 火災防衛活動
- ② 水防工法
- ③ 人命救助
- ④ 負傷者の搬送
- ⑤ 遺体の捜索、収容
- ⑥ 給食・給水
- ⑦ 防疫
- ⑧ その他緊急を要する業務

(3) その他の留意事項

- ① 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部課から職員を派遣し、災害対策本部との連絡に当たるものとする。
- ② 他市町村等からの応援を受けた場合、活動の指揮命令は沼津市が行うものとする。

2 災害相互応援

市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情のない限りその求めに応ずるものとする。

第 25 節 ボランティア活動支援計画

この計画は、災害時におけるボランティア活動を円滑に実施するための支援を行うことを目的とする。

1 実施事項

(1) 災害ボランティアセンター等の設置及び運用

- ① 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。
- ② 市災害ボランティアセンターは社会福祉協議会の職員及び災害ボランティアコーディネーター等で構成し、運営する。
- ③ 市は随時、情報交換及び協議等を行うため、職員を連絡調整要員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

(2) ボランティア活動拠点の設置

- ① 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に災害ボランティアコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
 - ② 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) ボランティア団体等に対する情報の提供
- 市は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティアの自主性を尊重したうえで、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
- (4) ボランティア活動資機材の提供
- 市は、災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 県の実施事項

(1) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

県は、国及び市とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(2) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用

- ① 県は、災害ボランティアの必要性に応じて、静岡県総合社会福祉会館に静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。
- ② 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。
- ③ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。
- ④ 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。
- ⑤ 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

県は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動経費の助成

南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動

ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を（福）静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。

(5) ボランティア活動資機材の提供

県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 26 節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時に自衛隊の派遣要請を行う場合の手続き等、必要事項を明らかにし、円滑な活動を図ることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすものである。具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

- ① 緊急性 差し迫った必要性があること
- ② 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ③ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の内容

① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

② 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

③ 遭難者等の捜索救助

④ 水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

⑤ 消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力した消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

⑥ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

⑦ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

⑧ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

⑨ 給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

⑩ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

⑪ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

⑫ 防災要員等の輸送

⑬ 連絡幹部の派遣

⑭ その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊派遣要請を行うよう次の事項を明示した要請書により要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び市域に関わる災害の状況を、資料編「災害時における自衛隊連絡一覧表」により、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関の作業と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取りつけるよう配慮するものとする。

(3) 資材等の調達要請

市長は、作業実施に必要な物資・機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑・迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。

① 本部事務室

本部事務を執るのに必要な部屋：机・椅子等

- ② 宿舎屋内施設（学校・公民館等）
- ③ 材料置場：炊事場は屋外の適当な広場
- ④ 駐車場：適当な広場

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

第 27 節 海上保安庁に対する支援要請計画

この計画は、災害時における海上保安庁の支援要請を行う場合の手続き等、必要事項を明らかにし、円滑な活動を図ることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する範囲は、原則として次により行う。

- (1) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療救護活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう次の事項を明示した要請書により依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに要請書により知事に依頼する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する理由
- (2) 支援を希望する期間
- (3) 支援を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

第 28 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

応急措置の実施

応急措置の実施は、東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）防災業務計画により実施するものとする。なお、電力施設復旧に当たっては、市等の関係機関と十分連絡をとり措置するものとする。

第 29 節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第 30 節 突発的災害応急対策計画

この計画は、航空機の墜落、ガス爆発、船舶の海難、大規模な排出油等事故などの突発的な災害により、多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めることを目的とする。

1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう、事前配備体制により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合は、速やかに災害対策本部を設置し、救出・救助活動の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

① 配備基準

多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき。

② 組織

事故の状況に応じて情報連絡体制又は事前配備体制を取り、必要がある場合には、沼津市災害警備本部を設置する。

③ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するほか、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

(2) 災害対策本部への移行

① 設置基準

警備本部体制による情報収集の結果、本格的な支援体制の必要性があると判断されるときは、災害対策本部を設置する。

② 組織

沼津市災害対策本部の編成は資料編「沼津市災害対策本部運営要領」による。

③ 設置の連絡

ア 災害対策本部を設置したときは、資料編「災害対策関係機関一覧表」に掲げる機関に連絡する。

イ 必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

① 情報収集・伝達等

ア 災害対策本部は県、消防、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。

イ 災害対策本部は、収集された情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。

ウ 災害対策本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針に基づき氏名等の情報を集約し公表する。

② 自衛隊等の災害派遣要請

自衛隊等の支援を必要とする場合は、知事に対し災害派遣要求を行う。

③ 医療関係機関等への要請

医療救護活動が必要な場合は、沼津医師会、日本赤十字社等へ、医師、看護師などの派遣要請を行う。

(4) 二次災害防止のための措置

事故の態様により二次災害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関と連絡を図り、防止のため必要な措置を行う。

(5) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

(6) 消防機関の活動については、駿東伊豆消防組合警防規程及び沼津市消防団災害活動実施要領の定めるところによる。

2 連絡体制

		静岡県防災行政無線		NTT
		地上系	衛星系	有線
東部地域局 (危機管理課)	電話	5-103-6010	8-103-6010	055-920-2180
	FAX	5-103-6080	8-103-6080	055-920-2009
県危機管理部	電話	5-100-6030	8-100-6030	054-221-2072
	FAX	5-100-6250	8-100-6250	054-221-3252

消防庁応急対策室

		地域衛生通信ネットワーク	NTT有線
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

第4章

災害復旧計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 専用水道施設災害復旧事業計画
- (6) 公共用地災害復旧事業計画
- (7) 住宅災害復旧事業計画
- (8) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (9) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (10) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (11) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (12) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

1 市の実施事項

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法は、沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

2 被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」及び、各種被災者支援に関する制度に基づき支援するものとする。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

① 県への報告

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数等

② 被災者台帳

- ア 氏名、生年月日、性別
- イ 住所又は居所
- ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- エ 援護の実施の状況
- オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者の該当する事由等

(2) 罹災証明発行窓口の設置

- ① 罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明を発行する。
- ② 罹災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

(3) 災害援護資金の貸付

沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 義援金の募集等

- ① 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- ② 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

(6) 市税の減免等

地方税法及び沼津市税賦課徴収条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(7) 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

3 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ① 要配慮者の被災状況及び生活実態
- ② 被災地内の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

- ① 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(4) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

(5) 心のケア対策の実施

避難所生活や復旧活動などからのストレスによるPTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を防止するため、県の心のケアチームの支援を得て、被災住民及び救援者の変調の早期発見、医療機関との連携体制を整備する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体と連携し、地元産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。